

尼崎市子ども・子育て審議会

第4回計画策定部会 次第

日時：平成27年9月25日（金）

午後6時30分～午後8時30分

場所：すこやかプラザ多目的ホールA室

1 新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格（案）について

2 その他

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会計画策定部会委員名簿

	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	加ヅ ヨコ 勝木 洋子	神戸親和女子大学 発達教育学部児童教育学科教授
2	学識経験者（教育専攻）	舛ガリ コウジ 瀧川 光治	大阪総合保育大学児童保育学部教授
3	学識経験者（児童福祉専攻）	ハシモト マキ 橋本 真紀	関西学院大学 教育学部幼児・初等教育学科教授
4	特別委員（学識経験者）	伊藤 アツ 伊藤 篤	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授
5	特別委員（学識経験者）	オホコバ アキコ 大堀 彰子	帝塚山大学大学院 人間科学研究科臨床心理学専攻教授
6	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメバヤシ イチク 梅林 栄作	尼崎市立小学校長会生徒指導担当
7	児童福祉又は学校教育の関係者	スギハラ カズコ 杉原 加寿子	尼崎市医師会理事
8	児童福祉又は学校教育の関係者	タカニ ヒロシ 高谷 浩司	尼崎市PTA連合会会長
9	児童福祉又は学校教育の関係者	トクダ タカツグ 徳田 尊嗣	尼崎市立中学校長会生徒指導担当
10	子ども及びその保護者を 支援する団体	モリモト イキ 森本 由紀	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長
11	子ども及びその保護者を 支援する団体	ヤマダ ミル 山田 実	尼崎市子ども会連絡協議会会長
12	市民の代表者	ゴトウ ミズ 後藤 美涼	就学前の子どもの保護者
13	市民の代表者	カト マ 迫 真央	就学後の子どもの保護者

： 部会長

： 副部会長

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 責務及び役割(第4条—第9条)

第3章 基本的施策(第10条—第16条)

第4章 雑則(第17条)

附則

すべて人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。小野市では、市民憲章や差別を許さない明るく都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策を展開しています。しかし今日、物質的には豊かな生活の中で、心の荒廃やいじめ等の問題が家庭、学校、企業、地域社会などあらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。

いじめ等は、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためにはこれらすべての関係者の協力が不可欠です。

小野市では、いじめこそあらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけではなく、家庭、企業、地域社会などでの虐待、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの問題を解決することが、人権侵害そのものの解決につながるとの認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、すべての市民の総意の下、その防止に取り組みます。

ここに私たちは、いじめ等のない明るく住みよい社会づくりを目指し、市民が様々な地域活動の中で築いてきた活力や学校における充実した教育力を基盤に、それらの力を結集していじめ等を防止するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめ等の防止に関する基本理念を定め、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、家庭及び地域社会の責務並びに役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策及びその推進体制の整備等に総合的かつ計画的に取り組むことにより、いじめ等のない明るく住みよい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ等 言葉、文書(電子媒体を含む。)、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視、差別的な扱い等による精神的な苦痛を与えるもの並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する虐待、暴力等をいう。

(2) 市民 市内に住所又は生活若しくは活動の拠点を置く者及び一時的に市内に滞在する者をいう。

(3) 関係機関 警察署、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター及び健康福祉事務所等の相談協力機関をいう。

(基本理念)

第3条 すべての市民は、何人に対しても、いじめ等をしてはならない。

2 いじめ等の防止の推進は、基本的人権を侵害する行為を許さない明るく住みよい社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に当たっては、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、家庭及び地域社会の構成員がそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ相互に連携及び協力して活動を展開しなければならない。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、家庭及び地域社会と連携するとともに協力して、いじめ等の防止に関

する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、いじめ等に関する通告、通報、相談等を受けた場合には、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決に当たらなければならない。
- 3 市は、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、家庭及び地域社会におけるいじめ等の防止活動について必要な支援を行うとともに、活動の促進を図るための調整に努めなければならない。
(市民の責務)

第5条 すべての市民は、基本理念にのっとり、市、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会が実施するいじめ等の防止に向けた事業、活動等に積極的に協力しなければならない。

- 2 すべての市民は、いじめ等を発見した場合又は知った場合は、速やかに市、学校又は関係機関に情報を提供しなければならない。ただし、法律に定めのある虐待、暴力等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

(学校及び社会福祉施設の責務)

第6条 学校及び社会福祉施設は、いじめ等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの権利を尊重することを推進する活動に努めなければならない。

- 2 学校及び社会福祉施設において、いじめ等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講ずるとともに、市に報告しなければならない。学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市と相互に連携し、事案の早期解決に向けた措置を講じなければならない。また、法律に定めのある虐待、暴力等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

- 3 学校及び社会福祉施設は、市、地域社会等が実施するいじめ等の防止に向けた活動に積極的に協力しなければならない。

(企業及び公的機関の責務)

第7条 企業及び公的機関は、事業活動等を通じて地域社会に貢献すべき社会的使命を有していることを認識し、経営者、管理者、従業員及び職員が相互に連携するとともに協力して、いじめ等のない職場づくりに努めなければならない。

- 2 企業及び公的機関は、職場内でいじめ等を把握した場合には、速やかにいじめ等の解決に向けた対策を講じなければならない。
- 3 企業及び公的機関は、市、学校、社会福祉施設及び地域社会が実施するいじめ等の防止に向けた活動に協力しなければならない。

(家庭の役割)

第8条 父母その他の保護者は、子どもの豊かな人間性を育むために、基本的な生活習慣、社会の決まり等を身に付けさせる役割を果たさなければならない。

- 2 家族は、明るい家庭づくりのために、いじめ等を正しく認識するとともに、家庭内における意思の疎通を図り、お互いを認め合つてよりよい人間関係を築くようにしなければならない。

(地域社会の役割)

第9条 地域社会の構成員は、様々な地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、相互に助け合い協力して、いじめ等の防止に向けた活動への役割を果たすとともに、市、学校又は関係機関への情報の提供に努めなければならない。

- 2 地域社会の構成員は、様々な地域活動の中で、いじめ等のない明るく住みよい社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(計画の策定)

第10条 市は、基本理念にのっとり、いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 [前項](#)に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) いじめ等の防止に向けた教育や人づくりに関すること。
 - (2) いじめ等の防止に対する意識の高揚を図るための啓発活動に関すること。
 - (3) 家庭、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会におけるいじめ等の防止活動への支援等に関すること。
 - (4) いじめ等のない地域づくりを推進する人材育成に関すること。
 - (5) いじめ等の防止及び解決に向けた関係機関との連携の強化に関すること。
 - (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、いじめ等のない明るく住みよい社会を実現するために必要なこと。

3 市は、行動計画を策定及び実施するに当たり、あらかじめ第15条に規定するいじめ等防止市民会議の委員や市民の意見を聴くとともに、その意見を施策に反映させるものとする。

4 第1項の規定により、行動計画を策定したときは、市はこれを公表するものとする。

(いじめ等の相談窓口の設置)

第11条 市は、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会からのいじめ等の相談に応じるため、相談窓口を設置する。

(啓発活動)

第12条 市は、いじめ等の防止に関する意識の高揚と普及啓発を図るために市民運動、教育活動等を展開し、あらゆる機会をとらえて啓発活動を推進するものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市は、いじめ等の防止及び解決に向け、情報の共有と迅速な対応を図るため、関係機関との連携ネットワークの強化に努める。

(推進体制の整備)

第14条 市長は、いじめ等の防止に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制の整備を図るものとする。

(いじめ等防止市民会議の設置)

第15条 市長は、いじめ等のない社会づくりを推進するため、いじめ等防止市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

2 前項に規定する市民会議は、次に掲げることを行う。

(1) この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、意見を述べること。

(2) 行動計画の策定及びその実施に対して、市民の意思を反映した意見を述べること。

(個人情報に対する取扱い)

第16条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめ等に関する通告、通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第 3 回計画策定部会での意見整理

1 親育てについて

<意見>

- ・ 子育てを考え始める妊娠期や新生児期等の段階から、子どもがどのように育つかの見通しを親自身が学んだり、関心を持つことが重要であり、母親だけでなく父親にも必要。
- ・ そのためには、子育ての学習会を実施するといった親自身が親として育つことも重要。
- ・ 子どもの成長過程を学び、子どもの日常や現状を理解できれば親自身の心身にかかる負担も軽減されるのではないか。
- ・ 子育てサークルでは、親遊びや人形劇等の親子で遊べるイベント型への参加率は非常に高いが、食育や小児救急等の講座型への参加率は非常に低い。子育てをする上で気をつける点に関心を持ってもらうきっかけづくりとして、こんにちは赤ちゃん事業等を活用できないか。

<事務局説明>

- ・ 6 地区でマタニティセミナーを実施し、休日でもプレママ・パパセミナーを保健所で行う等、親を対象としたイベントを実施している。
- ・ こんにちは赤ちゃん事業では、親の気持ちを聞くことを大事にしているので、その時期にお伝えできる内容であれば、状況に合わせてお伝えするよう考えていきたい。

2 子育て家庭への支援手法について

<意見>

- ・ 就学前までの子育ては、子どもの愛着形成にとってとても重要だが、親が子どもをうまく抱っこできない、親自身が愛情の中で育っていない場合、子育てが困難になる。従って、子育てに関する学習の場の提供が必要。また、そのような場所に参加しない親へどう対処するかを考えることも重要。
- ・ 家庭への支援については、乳児期以前の妊娠の段階から、いかにアプローチしていくかが重要。

3 子どもの学力向上について

- ・ アメリカの調査研究では、幼児教育を受けた子どもの就職率が高くなるという結果がでた。例えばひとり親家庭等、優先的に幼児教育を受けることができるような仕組みも必要。
- ・ 子どもの貧困問題において、貧困の連鎖を断ち切るという観点からは、学力の向上が重要であるため、勉強の重要性を子どもだけではなく保護者も認識することが必要。
- ・ 学力向上においては、学校教育だけでなく、例えば親が勉強の手伝いをしたり、30 分間テレビを観ない、携帯電話を触らないといったルールづくり等の家庭教育が大変重要。
- ・ 中学生は、自分の居場所があっても授業が分からない状況が続くと自尊感情が育たな

いため、学習支援が必要ではないか。

4 個別支援を含めた家庭へのサポート体制の充実について

<意見>

- ・ 10代で出産される方等、妊娠期に子育てをする実感が湧かない方がいる。実際に子育てを始めてから「困った」となったときに、個別的な援助ができるような仕組みづくりが必要。
- ・ 人との関係を構築していく力は乳幼児期から培われていくので、親への支援だけではなく、子どもに対する支援の早期実施が必要。

5 子育て環境の変化について

<意見>

- ・ 現在はインターネットやSNS等、子どもが育つ環境が随分変わってきている。ネット上だけで関わっている友だちの数をステータスと感じる等、現実感が薄くなっているため、「社会性」を育てることが重要。
- ・ 最近は、子どもをあやしたり、叱ったりする親の役割をスマートフォンのアプリで代用する親がいるため、自分で子どもを育てるという実感が乏しく、充実感が得られない。また、子どももアプリで育てられるため、子どもの自尊感情が育たないのではないか。

6 その他

<意見>

- ・ 子どもが夜中に外出しないように、「夕食の後は外出しないように」といったルールを家で設け、親がきちんと子どもに守らせたり、犯罪に巻き込まれないように地域で子どもを守るといった意識を持つことが重要。
- ・ 子どもたちが自分の道を開いていくためには、人とのコミュニケーション力を養うとともに、働くことで「生きていく力」を得ていくことが重要。
- ・ 小・中学校は義務教育なので、誰しものが通うことになる。人間関係や善悪の判断等の道徳をしっかり教えることができる場なので、多くの児童が学べるよう不登校を減らす努力をしていきたい。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 【骨格案】について

平成27年度第4回
尼崎市子ども・子育て審議会 計画策定部会

新たな次世代計画策定のために整合を図るもの

国

- 行動計画策定指針

尼崎市

- 尼崎市総合計画
- 尼崎版総合戦略
- 尼崎市子どもの育ち支援条例
- 尼崎市子ども・子育て支援事業計画

+

ニ崎市の現状と課題

- 後期計画の内部評価書
- 後期計画の外部評価書
- 各種アンケート結果
 - ・ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果
 - ・ 次世代育成支援に関する中高生向け意識調査結果

など

行動計画策定指針中の「内容に関する事項」における修正・追加等について

項目	主な内容	主な修正・追加等
1 地域における子育ての支援	ア 地域における子育て支援サービスの充実 イ 保育サービスの充実 ウ 子育て支援のネットワークづくり エ 子どもの健全育成 オ 地域における人材養成 カ その他	ア イ 地域における子育て支援サービスの充実及び保育サービスの充実、事業計画に従う I 放課後子ども総合プランに基づく、児童ホームの目標事業量（事業計画に従う）並びに児童ホーム及び子どもクラブを一体的に実施する平成31年度の目標事業量（箇所数）の設定 オ 高齢者、育児経験豊かな主婦、その他地域人材の養成と活用
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ウ 「食育」の推進 エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり オ 小児医療の充実	ア 出産体験の振り返りの機会の提供や産後・育児期の支援の充実 イ 十代の自殺死亡率の減少に向けた、未然防止・早期発見・早期解消等に向けた取組および、児童生徒の心のケアを進める相談体制の充実 I 地域、学校、企業等によるネットワークづくり、親子を温かく見守り支える機運の醸成
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	ア 次代の親の育成 イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ウ 家庭や地域の教育力の向上 エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	ウ ・課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを学校および福祉等と連携して行う仕組みづくり ・読書活動の機会の積極的な提供 ・放課後子ども総合プランに基づく、児童ホーム及び子どもクラブの着実な推進
4 子育てを支援する生活環境の整備	ア 良質な住宅の確保 イ 良好な居住環境の確保 ウ 安全な道路交通環境の整備 エ 安心して外出できる環境の整備 オ 安全・安心まちづくりの推進等	（主な修正、追加はなし）

項目	主な内容	主な修正・追加等
5 職業生活と家庭生活との 両立の推進等	ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（前期計画指針：多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等） イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備（前期計画指針：仕事と子育ての両立の推進）	（主な修正、追加はなし）
6 結婚・妊娠・出産・育児の 切れ目ない支援の推進		ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援
7 子どもの安全の確保	ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ウ 被害に遭った子どもの保護の推進	（主な修正、追加はなし）
8 要保護児童への対応など きめ細かな取組の推進	ア 児童虐待防止対策の充実 イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ウ 障害児施策の充実等	ア ・要保護児童対策地域協議会の取組および機能強化 ・ハイリスク家庭（乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭や、必要な届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭）の実態把握や関係機関による情報共有、支援の必要性や支援の方針・内容等の検討、虐待の発生予防・早期発見のために必要な広報・その他啓発活動 ・社会的養護施策との連携（児童養護施設との連携、児童家庭支援センターの活用、母子生活支援施設の支援機能の充実や広域利用の推進）

国の行動計画策定指針においては、「内容に関する事項」に若干の修正・追加等があるものの、項目及び主な内容に大きな変化はなく、これまでの方針を継承している。

他計画との整合性について

1 尼崎市総合計画と尼崎版総合戦略との関係

尼崎市総合計画

まちづくりの方向性を示す、行政運営の総合的な指針となる、最上位の行政計画

尼崎版総合戦略（現在策定作業中）

尼崎市総合計画を基に、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞った
アクションプランとして策定



尼崎市総合計画と整合性を図り・・・

総合計画との関係（現在調整中）

尼崎版総合戦略	総合計画における施策
子ども・子育て支援の充実	【施策4】子ども・子育て支援 【施策5】人権尊重 【施策9】生活支援 【施策11】地域保健
学校教育・社会教育と人材育成	【施策1】地域コミュニティ 【施策2】生涯学習 【施策3】学校教育 【施策9】生活支援 【施策14】教育支援 【施策15】地域経済の活性化
安心して働ける場の創出	【施策5】人権尊重 【施策9】生活支援 【施策14】教育支援 【施策15】地域経済の活性化
市民とともに取り組む健康寿命の延伸	【施策2】生涯学習 【施策6】地域福祉 【施策7】高齢者支援 【施策9】生活支援 【施策10】医療保険・年金 【施策11】地域保健
シビックプライドの醸成	【施策1】地域コミュニティ 【施策12】消防・防犯 【施策13】生活安全 【施策16】文化・交流 【施策17】地域の歴史
時代に応じた土地利用と住環境の創出（仮称）	【施策18】環境保全・創出 【施策19】住環境 【施策20】都市基盤

提供 まちづくり企画・調査担当

新たな次世代計画
策定においても

最上位の行政計画に沿った分野別計画とするため・・・

尼崎市総合計画の施策体系と整合性を図る必要あり

尼崎市子どもの育ち支援条例との関係

尼崎市子どもの育ち支援条例（抜粋）

（子どもに関する施策の策定及び推進）

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。
- (3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。
- (5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

（推進計画等）

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

尼崎市子どもの育ち支援条例第12条に基づく条例推進計画として位置づけ

尼崎市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく需給計画であり、
尼崎市子どもの育ち支援条例第12条に基づく推進計画

[記載されている給付・事業]

子ども・子育て支援給付関係（児童手当を除く）

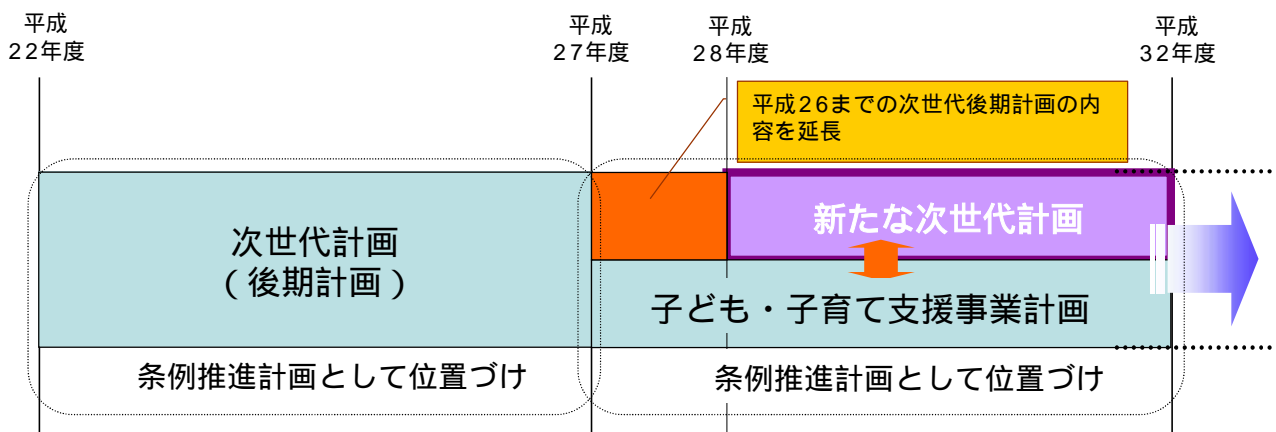
地域子ども・子育て支援事業（13事業）

（放課後児童健全育成事業、総合的利用者支援事業

病児・病後児保育事業、延長保育事業 など）

新たな次世代計画

条例推進計画の計画期間について（イメージ図）



平成32年度以降については、「新たな次世代計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に条例推進計画として策定する。

尼崎市の現状と課題の主なもの

後期計画から引き続く主なもの

尼崎市を取り巻く社会情勢等から

少子・高齢化の進行 女性の晩婚化 就学前児童の減少 児童虐待の増加
ひとり親世帯、夫婦のみの世帯の増加、夫婦と子どもからなる世帯の減少 地域の近隣関係の希薄化
男性全体の労働力率の低下、子育て期女性の労働力率の増加 乳幼児健診等の受診率の増加
不登校の子どもの出現率が全国平均より高い 行政内部の連携が不十分

アンケート調査結果から

相談先としての市の機関の利用は少ない 子どもの安全な遊び場の確保が求められている
地域でともに子どもを見守り、育てる意識と取組の推進 子育て支援情報の提供の充実が求められている
子育てに関して不安感や負担感の軽減が求められている
就労していない母親の大半が就労意向を示している
男性の育児参加など、男女がともに家事や育児を行うことが求められている
保護者は、悩みの相談先を身近なところに求めている
認知度と利用度と利用意向度が乖離しているサービスや施設がある
子ども同士や、子どもと大人での異世代との交流の場づくりが求められている
中高生の意識では自立や自己決定を重視する傾向がある
悩みの相談相手が誰もいないという中高生が依然存在している

追加して踏まえる主なもの

尼崎市を取り巻く社会情勢等から

5歳未満の子どもがいる世帯の転出超過
本市における問題行動件数が小学校では増加傾向、中学校では減少傾向
全国や県の平均値よりも朝食の欠食率が高い現状

アンケート調査結果から

子どもの教育に関する悩み、子どもの発達・発育に関する悩みを持つ保護者が増加傾向である
子育てについて気軽に相談できる窓口の充実が求められている
中高生の地域活動について、企画段階からの参加意向が増加傾向にある
携帯電話やスマートフォンを所持する中高生が多く、SNSを利用している割合が高い
携帯電話やスマートフォンの使用ルールについて、家の人との約束がない中高生が少なからず存在する
「努力すれば成功する」と考える中高生の割合が減少している

新たな次世代計画策定の方向性

新たな次世代計画の基本的な考え方

1

国の行動計画策定指針や総括評価、各種アンケート調査結果等から勘案すると、尼崎市を取り巻く社会情勢等は、後期計画策定時から大きな変化はない。

子どもの笑顔が輝くまち あまがさき

後期計画における**基本理念**及び**基本的な視点**を継承

- (1)市民協働による取組みと社会全体による支援
- (2)子どもの主体性の尊重
- (3)家庭の子育ての向上

新たな次世代計画の骨格(案)について

2

尼崎市総合計画の施策体系と整合性を図る

尼崎市総合計画の施策の展開方向に対応した骨格(案)を整理
事業の再掲を行わない

計画策定部会での意見や提案について

3

計画策定部会における審議内容

新たな次世代計画策定のための中間答申案に盛り込む

新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画【骨格案】

新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画【骨格案】			尼崎市総合計画における施策の展開方向
目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり (85事業)			【01 地域コミュニティ】・【04 子ども・子育て支援】・【05 人権尊重】・【10 医療保険・年金】・【11 地域保健】・【13 生活安全】・【14 就労支援】・【20 都市基盤】 企業等に対する希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り込みます。 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。 (10-1) 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。 (10-2) ライフステージに応じた健康づくりを支援します。(11-1) 適切な医療体制の確保に努めます。(11-2) 健康危機管理体制の確立に取り組みます。(11-3) 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。(01-2) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(13-1) 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。(20-1)
(1)安全に安心して生み育てるための支援	妊産婦・子どもへの健康づくり支援	18事業	
	子育てしやすいまちに向けた取組み	8事業	
(2)子育ての負担軽減のための支援	家庭の子育て力向上のための支援	55事業	
	子育てと仕事の調和の実現に向けた支援	4事業	
目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり (40事業)			
(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	要保護・要支援の子どもとその家庭への支援	7事業	
	障害のある子どもとその家庭への支援	21事業	
(2)地域で子育てを支えるための支援	地域の子育て力を高める取組み	12事業	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。(04-3)
目標3 豊かな心と生きる力をはぐむ環境づくり (54事業)			【02 生涯教育】・【03 学校教育】・【04 子ども・子育て支援】 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。(03-1) 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。(03-2) 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3) 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1) 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2) 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。(02-3) 子どもの主体的な学びや行動を支えます。(04-2)
(1)学校教育の充実に向けた取組み	学力向上および健全な心身の育成	29事業	
	教育環境の整備	1事業	
	学校・家庭・地域社会の連携	1事業	
(2)青少年健全育成のための支援	多様な学習機会の提供	5事業	
	多世代・異年齢との交流	5事業	
	青少年の主体的な活動支援	13事業	

記載の事業数は平成26年度決算ベース

《連絡先》

尼崎市こども青少年局こども政策課 福島・曾我
 6489 - 6341 fax6489 - 6373
ama-kodomoseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

<参考> 新たな次世代計画【骨格案】と現行次世代計画の相関図

関連する主な行動計画策定指針	新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 【骨格案】	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 【後期計画】
1. 地域における子育ての支援 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進 4. 子育てを支援する生活環境の整備 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進等 7. 子どもの安全の確保	目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり (1)安全に安心して生み育てるための支援 (2)子育ての負担感軽減のための支援	目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり (1)安心して生み育てる環境づくり (2)家庭での子育てを支援する環境づくり (3)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援 (4)仲間とともに子育てを楽しむ環境づくり
1. 地域における子育ての支援 8. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり (1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援 (2)地域で子育てを支えるための支援	目標2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり (1)保育サービスの充実 (2)働きやすい環境づくり (3)家庭における子育てと仕事の調和を促進する取組み
1. 地域における子育ての支援 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり (1)学校教育の充実に向けた取組み (2)青少年健全育成のための支援	目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり (1)学校教育の充実 (2)学校と家庭・地域社会の連携 (3)青少年の健全育成に向けた取組み
		目標4 子育てを支えるコミュニティづくり (1)地域で子どもを育てる意識の醸成 (2)子育てを支える地域活動の育成 (3)地域での家庭支援機能の充実
		目標5 子どもがのびのびと育つ生活環境づくり (1)良質な住まいと住環境の整備 (2)子どもにやさしい生活環境づくり

(3) 施策の概要

計画を構成する施策名称と施策の展開方向を一覧にしたものです。
あわせて、「施策の展開方向」と、4つの「ありたいまち」との関係も示しています。

施策名称	施策の展開方向	ありたいまち			
		(1)	(2)	(3)	(4)
1 【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち	1-1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。	○	○	○	○
	1-2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	○	○		
	1-3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシテズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	○			○
2 【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2-1 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり、しくみづくりに進めます。	○			○
	2-2 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。		○		
	2-3 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。	○	○		
3 【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはくむまち	3-1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。	○	○		○
	3-2 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	○	○		
	3-3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	○			
4 【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4-1 家庭における子育て力を高めます。	○	○		
	4-2 子どもを主体的な学びや行動を支えます。	○			
	4-3 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。	○	○		○
5 【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	○			
	5-2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりに進めます。	○			
	5-3 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。	○			
6 【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6-1 小地域福祉活動を活発にします。	○			
	6-2 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。	○			
	6-3 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。	○	○		○
7 【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7-1 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。	○			
	7-2 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。	○	○		
	7-3 積極的に地域とかわかることができるよう支援します。	○	○		
8 【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8-1 地域での在宅生活を支えます。	○	○		
	8-2 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。	○			
	8-3 障害のある人の社会への参加を促進します。	○	○		
9 【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9-1 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。	○			
	9-2 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるよう、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。	○			
	9-3 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。	○			
10 【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を支えあうまち	10-1 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。	○	○		○
	10-2 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。	○			○

施策名称	施策の展開方向	ありたいまち			
		(1)	(2)	(3)	(4)
11 【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11-1 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	○	○		
	11-2 適切な医療体制の確保に努めます。		○		
	11-3 健康危機管理体制の確立に取り組みます。		○		
12 【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	12-1 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。		○		
	12-2 大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。		○		
	12-3 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。		○		
13 【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	13-1 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	○	○		
	13-2 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。		○	○	
14 【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち	14-1 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。		○	○	
	14-2 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就労力を高めていきます。		○		
	14-3 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。		○		
15 【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	15-1 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。			○	
	15-2 環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。	○		○	○
	15-3 地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。		○	○	○
16 【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	16-1 地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。	○		○	
	16-2 まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。		○		
	16-3 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。		○		
17 【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17-1 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。		○		
	17-2 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。	○		○	
	17-3 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。		○		
18 【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	18-1 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。	○		○	
	18-2 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進めます。		○	○	○
	18-3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。			○	○
19 【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	19-1 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的ににかかわっていきける環境づくりを進めます。	○	○		
	19-2 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。		○	○	○
20 【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	20-1 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。		○	○	
	20-2 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。		○		○

ありたいまち (1) 人が育ち、互いに支えあうまち (2) 健康、安全・安心を実感できるまち (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち (4) 次の世代によりよい明日をつないでいくまち

【目標 1 子育てを楽しむ家庭環境づくり】

施策 1 安心して生み育てる環境づくり

後期計画に課題として掲げられているもの

地域で孤立化する家庭が増加するなか、安心して出産、子育てができ、子どもを育てることに楽しみを感じる等、親としての本来の力が発揮できるような環境づくりが必要

子どもとの関わりや育児体験が少ないまま親になる場合が多いとともに、出産や育児に対して周囲からの支援も受けにくい。

小児科医不足等から休日夜間急病診療所や 1 次救急医療機関の後送確保が困難

生命や健康を維持していくための食に関する知識やよりよい食を選択する力の習得が必要

小・中高校生を対象に、自分のからだの理解を深め、望まない妊娠の予防等のための思春期保健対策が必要

1. 思春期保健対策

- ・小中高校生を対象に親になる心構えや子育てに関する学習の機会を提供するための体験型の健康教育等を実施

【評価や課題】

小学校からの健康教育の実施依頼件数が増え、子どもの成長段階における早い時期からの健康教育を提供できるようになるなど、一定の成果を得ている。一方で、10 代の出産率が県下で高いという現状があることから、10 代出産の背景や把握した課題を共有するとともに、中学校では「生命を尊重する心」や「規範意識」を高める取組を継続し、道徳教育の充実を図る必要がある。

< アンケート結果（抜粋） >

乳幼児とのふれあい体験について（問：弟や妹以外の赤ちゃんや幼児と遊んだこと）

- ・「たくさんある」「ときどきある」と回答した中高生に傾向の変化は見られない
- ・「あまりない」「まったくない」と答えた中高生のうち、「身近にいないから」「時間や機会がないから」と回答した中高生が増加傾向にある。

< 外部評価書 >

10 代の出産率が県下で高いという現状について

- ・将来の人づくり、まちづくりの観点からも重要であるため、行政の関係部局が共通認識を持ち、連携して効果的に取り組むことが必要
- ・将来、親になることの意義や責任を学ぶ機会づくりとして行われる、思春期の子どもを対象とした教育は、学校の授業とは異なる視点で、学校教育の中で、特別に行われることが有効と考えられるため、教育現場においては、保健所等と一層連携を進めることが必要
- ・家庭教育、学校教育の両方のアプローチが必要なため、教育現場においても、保護者と情報の共有をしながら、保護者を対象とした啓発にも取り組み、家庭の協力を得られるための環境づくりを進めることが必要

2. 妊婦健診や乳幼児健康診査等、支援が必要な妊婦に関する取組について

- ・妊婦健診の受診率が検査項目の拡充
- ・乳幼児健康診査を行うとともに、その結果に基づいた健康教育の実施
- ・乳幼児健康診査の未受診家庭について、案内の再周知等、受診率向上に向け継続的な働きかけ
- ・支援が必要な妊婦に関する情報共有のため、医療機関と連携会議を実施
- ・母子健康手帳交付前の妊婦に対して、相談窓口に関する案内カードを作成し、市内の薬局やドラッグストアに配布、設置

【評価や課題】

妊婦健診の受診率が計画策定当初よりも約 6.3 ポイント上昇した。また、乳幼児健康診査の未受診家庭に対する継続的な働きかけにより、平成 25 年度には、年齢ごとの健康診査の受診率が全て上昇した。

< 外部評価書 >

母子健康手帳交付前の妊婦に対する相談窓口等の周知について（対応完了）

- ・妊婦への相談窓口等の周知は、市内の様々な関係機関の協力を得るなど、より一層の工夫を図ること等が必要

3. 切れ目のない支援体制や急病診療所の体制維持について

- ・医療機関や関係機関等と連携して子育て支援の充実を図り、就学後も支援が必要な子どもに対して、教育委員会の就学前相談に繋げる取組の実施
- ・急病診療所における深夜帯医師の確保のため、非常勤嘱託医を雇用するなどの診察体制の維持
- ・様々な媒体を通じて、小児救急医療電話相談の利用促進の働きかけ

【評価や課題】

小児救急医療電話相談では、相談児童の約 76.1% が 3 歳未満であること、さらに相談件数の約 70% が相談のみで終わるケースであった（平成 25 年度実績）ため、保護者の育児不安の解消やコンビニ受診の回避に成果があったと考えられる。

4. 食に関する知識やよりよい食を選択する力の習得について

- ・幼稚園や小学校（児童ホーム）において、規則正しい食習慣を身に付ける学習を継続して実施
- ・食育講座を実施する従来の取組に加え、フェイスブックを活用した食育に関する啓発の実施

【評価や課題】

幼児の食生活に関するアンケート調査から、保護者が毎日朝食を食べている家族の子どもの欠食率は 0.2% に比べ、保護者がほとんど食べない家族の子どもの欠食率は 4.2% と高かったことから、保護者へのアプローチが必要である。

< 外部評価書 >

食育の推進について

- ・生活習慣病の未然防止には、食育の推進が必要不可欠であるが、尼崎市は全国や兵庫県の平均値よりも朝食の欠食率が高い現状があることから、その改善に力を入れていく必要がある。また、保護者が朝食をほとんど食べていない子どもの欠食率が高い傾向にある現状を鑑みる

と、保護者の食生活にも焦点を当てたアプローチも併せて行うとともに、食育の知識だけではなく、実践に繋がるような働きかけが必要

5. 生活習慣病予防に関する取組について

- ・肥満度が30%を超える小学校5年生、中学校2年生に小児肥満対策事業の受診勧告を行い、その結果を保健指導するとともに、その後のフォローを学校と連携して実施
- ・小中学校の対象学年向けに作成していた生活習慣病に関する副読本を改定し、これを使用して生活習慣病の予防に向けた望ましい食習慣、食の基準量等についての学習を実施

【評価や課題】

肥満度30%以上の児童生徒を対象にした小児肥満対策事業の受診者率が小学校では5.9%増、中学校でも13.2%増となっていることに加え、11歳・14歳を対象とした生活習慣病予防健診についても、受診率が3.8%増となっているため、この年代に対する健診が定着化してきていると考えている

<外部評価書>

生活習慣病の予防について

- ・尼崎市では独自の取組として、11歳及び14歳の子どもを対象に尼っこ健診を実施し、子どもの食習慣の見直しの機会となる取組となっている。また、尼っこ健診を円滑に受診できるよう、多くの子どもが受診しやすくなるための工夫も行っていることから、今後も引き続き、受診体制の効率化等、より多くの子どもが受診できるように取り組んでいくことが必要

施策2 家庭での子育てを支援する環境づくり

後期計画に課題として掲げられているもの

子育てへの不安や負担感が強いほどストレスを抱えやすく、虐待につながる可能性が高い
相談窓口等の体制があっても、敷居が高い等の理由から、悩み・不安について相談しない人がいる可能性がある（相談相手は、親族・友人が多く、専門機関は少ない）
子育てに関する情報が地域での人間関係等を通じて気軽に入手できるとは言い難い。

1. 子育てへの不安や負担感の軽減につながる取組

- ・地域の親子を対象とする保育体験学習や子育て相談事業等、地域の子育て家庭を支援する様々な事業を実施するとともに、保育士から積極的に参加者に声かけし、信頼関係を築くことで、気軽に相談できる環境を整備
- ・保護者が疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設等で養育を実施
- ・様々な問題に対応できるような家庭児童相談員のスキルアップ、「あまっこ元気ブック」に家庭児童相談室の連絡を掲載するなど、子育てに関する悩み相談の窓口の周知
- ・つどいの広場や、法人保育園での実施に加え、公立保育所1ヶ所で一時預かり事業を実施
- ・ファミリーサポートセンター運営事業により、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートを実施
- ・電話相談や来所・訪問による面接相談により、子どもや家族に関する様々な相談を受付
- ・支援が必要と思われる場合、こども家庭相談の紹介や必要に応じてアウトリーチによる相談実施

【評価や課題】

保育士との交流について、保護者からは、日ごろの悩みを話したり、子育てのヒントを得る機会になるため好評を得ており、子育て相談全体の件数が増加している。しかし、保護者に実施したアンケートでは、保育士が忙しそうにしているため声をかけにくいという意見も出ていることから、保護者の話を十分に聞く体制づくりが必要である。

社会的に孤立しやすい傾向にある人が社会的支援を必要とする状態に陥らないようにするための早期発見と支援の仕組みづくりについて、子育て家庭に係る各分野で情報共有しながら連携して必要な支援を行っているが、今後、地域等との役割分担や連携については、具体的な仕組みの構築が必要である。

一時預かり事業については、計画策定当初よりも利用者が約1,800人増、ファミリーサポートセンター運営事業では、会員登録数が約1.6倍増加となっており、家庭での子育てを支援する環境づくりや子育て中の親の悩みや負担感を軽減できる環境づくりに寄与している。

<アンケート結果>

- 子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること（複数回答）
- ・「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」と回答した就学前児童保護者と小学生保護者ともに、今回調査と前回調査を比較すると減少している。
 - ・「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」と回答した就学前児童保護者と小学生保護者ともに、増加傾向にある。また、就学前児童保護者の方が回答した割合が高い傾向がある。
 - ・「自分の自由な時間が持てない」と回答した就学前児童保護者と小学生保護者ともに、若干減少となっている。一方で、就学前保護者の方が回答した割合が高くなっている。

<外部評価書>

社会的に孤立しやすい傾向にある人が社会的支援を必要とする状態に陥らないようにするための早期発見と支援の仕組みづくりについて

- ・社会的に孤立しやすい傾向にある人を早期に把握し、情報共有する中で適切な支援につなげるためには、行政と地域等との役割分担や、連携による仕組みづくりを行うことが必要
- ・社会的に孤立しやすい傾向にある就学前の保護者を、保健所が把握した場合に、関係機関等が連携し対応する仕組みがあるが、今後は、この仕組みをベースに、より効果的に支援ができるような取組について検討することが必要

在宅子育て家庭が地域で過ごせる場所について

- ・既存の施設や地域の活動等、地域資源を一層有効活用する観点から、行政は子育てで家庭に対して、地域や行政が行っている様々な子育て支援を市民目線で分かりやすく伝えることが必要
- ・子どもが成長し活発に動くようになると、より広いスペースが確保された場所が必要となり、園庭開放は重要な既存資源であると考えられるが、公立保育所における園庭開放の利用者が減少しているところもあるため、同取組の周知に加え、参加した親子が交流できるよう、居心地の良い環境をつくったり、子育てに関する悩みや相談に対応するなどの取組が必要

2. 子育ての孤立化を防ぐための取組について

- ・乳児のいる全ての家庭を生後2か月頃に訪問員が訪問するこにちは赤ちゃん事業の訪問実施率を高めるため、本市ホームページへの掲載や母子健康手帳交付時の案内をはじめとした事業の周知を実施
- ・上記の取組により、母子の子育て環境を把握し、担当保健師とともに適切な支援を実施

【評価や課題】

訪問実施率（赤ちゃんに会えた率）が計画策定当初よりも9.2%上昇している。第1子で当事業の訪問を受けた世帯が、当事業の趣旨を理解し、第2子以降の利用にもつながっていることも考えられる。

施策3 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

後期計画に課題として掲げられているもの

児童虐待の受付件数が増加傾向
ひとり親家庭の増加
障害のある子どもが自らの能力を最大限に活かしながら安心して地域生活を送るための支援が必要
中学生の不登校出現率が全国平均より高く、非行等の問題行動は減少していない。悩みを相談できる相手がいない子どもがいる。いじめ、不登校、非行等の問題は、教育分野だけの対応に限界がある。

1. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に関する取組

- ・ひとり親家庭等の就労支援の実施
- ・資格取得への経済的支援、子どもの就学等に必要な資金の貸付、児童扶養手当の支給

【評価や課題】

母子世帯等の就労支援については一定の成果を上げているものの、児童扶養手当の受給者の中には就労意欲が見受けられない者もあり、就労意識の向上に取り組む必要がある。

2. 要支援の子どもへの支援

- (1)経済的な理由等で支援が必要な家庭に関する取組
 - ・婦人母子生活支援施設の入所措置や相談援助の実施
- (2)要保護児童に関する取組
 - ・児童虐待の予防と早期発見
 - ・児童虐待通告・相談窓口の周知
 - ・児童虐待等により支援が必要な家庭に対する要保護児童の状況把握
 - ・就学前の要保護児童について、入学前に各小学校等への情報提供
 - ・尼崎学園の機能充実
- (3)児童擁護施設の退所後の取組
 - ・西宮市こども家庭センターへの通所面接の実施
 - ・スクールカウンセラーの活用を図りながら関係機関で支援
 - ・18歳となり、年齢による退所となった場合、フォローが必要で連絡が取れる者に対して、近況確認及び必要なアドバイスや相談、進学や就職に関する助言等の実施
- (4)子育てに関する相談体制について
 - ・教育総合センターにて、4歳から18歳までの児童とその保護者からの教育に関する相談受付
 - ・保健所における専門相談の実施及び効率化
 - ・母子父子自立支援員による母子家庭等相談の実施

【評価や課題】

児童虐待通告・相談窓口の周知により、市内における要保護児童相談件数については、計画策定当初よりも約2倍となっており、相談先の認知度の向上に寄与している。

また、教育相談により、様々な相談に応じることで、児童の心身の望ましい発達を促すとともに、

保護者の孤立感を軽減しているため、子育て支援に寄与しているものと考えられる。

<外部評価書>

社会的に必要度が高い子ども・子育て家庭等の支援について

- ・児童虐待等、社会的支援が必要な家庭等について、要保護児童対策地域協議会等による取組の効果が一層高まるよう、就学後についても学校をはじめ関係機関と情報共有の上、継続支援できるような機能強化を検討することが必要
- ・尼崎学園は、施設改築を行うことが必要（対応完了）
- ・虐待を受けた子どもの心のケアについて、施設退所後においても、心のケアが継続して行えるよう、児童相談所と連携して、要保護児童対策地域協議会での協議をもとに、教育分野のカウンセラーの活用や関係機関との連携強化により、一層の機能充実を図ることが必要
- ・（児童養護施設に在籍していた子どもが）18歳到達以降において、支援の状態が継続している事例については、各種の社会保障制度や福祉サービス等につながるよう、情報提供等を工夫することが必要
- ・保健所において発達障害を疑う子どもについて継続して相談を受けるケースや、子育てに不安を抱える保護者が増加していることなどから、乳幼児期の子育てに関する専門的な相談事業に対する需要が増加しており、新たに相談があっても、それぞれタイムリーな対応が困難な状況にあることを踏まえ、保健所、保育所、幼稚園、行政の相談機関等は、相互に連携して需要の増加に対応していくことが必要

<外部評価書>

障害（発達障害含む）のある子どもへの支援について

- ・リハビリテーション機能を持つたじかの園の機能を充実することは有効
- ・発達障害の子どもの早期発見について、保健、医療、福祉、教育分野の関係機関が、今後も引き続き、それぞれ支援を行うとともに、相互連携の強化について検討することが必要
- ・発達障害に関して、事例に応じて、スクールソーシャルワークの活用を図ることが必要
- ・学校現場において適切な対応が図られるよう、教員に対する研修を継続して行い、対応力の向上を図ることが必要
- ・生育歴や障害の状況、受けているサービスなどの情報を記録したサポートファイルの活用により、当事者のニーズに対応したきめ細やかなサポートが出来るようになるが、詳細な個人情報に記載されることから、その運用に当たっては情報管理の徹底が必要
- ・障害（発達障害も含む）のある子どもへの支援について、サポートファイルの活用により、保護者が子どもの状況を何度も説明しなければならないといった負担が軽減されるだけでなく、ライフステージ間で切れ目のない支援を受けられるような体制づくりに有効であることから、教育現場での積極的な活用をはじめ、子どもの育ち支援ワーカーの活動の際にも活用を期待

3. 障害のある子どもとその家庭への支援

(1)発達障害の子どもに関する取組

- ・発達障害を疑う子どもの早期発見、早期支援、また就学前後の継続支援体制の構築に向けた児童発達支援センターの体制強化
- ・関係機関で連絡会を開催し、ライフステージごとの課題や支援上の課題の共有
- ・スクールソーシャルワークの活用を推進するための研修会に教職員が参加し、支援を必要とする子どもの状況把握

(2)たじかの園の機能充実について

- ・作業療法士の増員によるリハビリテーション機能の充実
- ・障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業による集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする児童に対する支援の実施

(3)LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童等について

- ・特別支援教育について校園内研修(OJT)を推進
- ・教育総合センターにおいて、教職員のニーズに応じた研修講座を実施
- ・特別支援教育コーディネーター研修等の専門研修を充実及び各学校園における特別支援教育の中核になる教員の育成

【評価や課題】

保育所等訪問支援事業については、事業が始まって間がなく、十分に制度が認知されていないため、より効果的に周知を図るよう検討する必要がある。

障害のある子どもへの支援については、関係機関の相互連携を引き続き行う必要がある。

施策4 仲間とともに子育てを楽しむ環境づくり

後期計画に課題として掲げられているもの

インターネット等の媒体を通じた情報入手は容易になる一方、多くの情報の中から利用者にとって必要・不必要の判断が困難

本市の子育て関連施設は、他市と比較しても相対的に多いがあまり知られていない。

子育て親子が集える場所は、「場所が遠く・交通の便が悪い」。

保護者には、「雨の日等でも気軽に集まれる場所」、「親子のための情報を収集・発信する活動」に関して充実が望まれている。

1. 子育て家庭への情報提供について

- ・本市ホームページの整備
- ・主に就学前の子育て支援に係る行政サービスや相談窓口等を集約した情報サイト（あまっこいきいきナビ）の構築
- ・市報における子育て特集の掲載、子育て情報誌「あまえんぼう」保存版の作成、「あまがさき食育ネットフェイスブックページ」の開設 等

【評価や課題】

本市ホームページ内の子ども・子育てに関連するページの閲覧件数が平成24年度と比べ約15万件増加しており、これまで課題と認識してきた情報の発信側である行政と受け手側である子育て家庭とのギャップが改善されつつあると思われる。

また、子育て便利情報等を配信しているあまっこねっとについては、登録者数が計画策定当初と比較すると約30%減少している状況にあるため、より効果的な発信方法等について検討する必要がある。

< アンケート結果 >

子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの（複数回答）

- ・子育てに関する情報のうち、不足していると感じた保護者が増加している。
- ・「子どもの遊び場について」を選択した保護者（就学前児童保護者・小学生保護者とも）が高い。一方で就学前児童保護者では「市が行う子育て支援事業内容について」、「子どもを預けられる施設やサービスについて」、「地域で子育て支援活動を行うグループ・団体の事業内容について」が小学生保護者よりも高く、小学生保護者では「進学予定の学校の教育内容」、「不審者や犯罪など地域の安全について」が就学生保護者よりも高い。

尼崎市の情報の入手先（複数回答）

- ・就学前児童保護者と小学生保護者どちらも「市報あまがさき」と選んだ回答が最も高い。
- ・「保育所（園）・幼稚園の掲示板・学校の配布物」を選択した割合が就学前児童保護者と小学生保護者と大きく異なり、小学生保護者の方が圧倒的に高い傾向にある。

< 外部評価書 >

子ども・子育て支援の取組の情報提供の工夫について

- ・市民ニーズの把握や市民の目線を大切にされた情報の提供手法について一層の工夫を図ることが必要
- ・今後、総合的重点戦略2の「センター機能」を含む仕組みの検討を行うに当たり、尼崎市の子ども・子育て支援の取組が市民に実感できる情報提供の検討（手法の例：スーパーマার্ケ

ットの掲示板等、生活に密着した場所での情報提供や、市民に認知されているキャラクターの掲載）に加え、市外居住者からも取組が見えるような効果的な情報提供について検討することが必要

子育て家庭への情報提供について

- ・市報や現行のホームページの枠組みで、行政が提供可能な情報については、できるだけ速やかに提供するように改善していくことが必要
- ・子どもの安全・安心に関する情報は、子育て家庭にとって非常に重要であることから、在宅子育て家庭など、社会のネットワークにつながりにくく、情報が届きにくい人に対する効果的な情報提供のあり方について検討が必要
- ・今後、ホームページの構成を再構築する際には、子ども・子育て家庭を意識し、子育て支援に特化して積極的に発信していく手法を取り入れるなど、戦略的に行うことが必要

緊急時の情報提供について

- ・登録者全員に比較的早期に情報発信される「あまっこねっと」は、既存資源の活用観点からも有効な手段であると考えられるが、登録者数が減少傾向にあるため、つどいの広場など、在宅で子育てしている家庭が集う場において登録を推奨するとともに、保育所や幼稚園などにおいても登録の働きかけを検討することが必要

尼崎市の情報発信のあり方について

- ・今回調査の中間年調査と比較すると、ほぼ全ての項目において、情報が不足していると回答した保護者の回答率が上昇しているため、子育て世帯に情報が届きやすいような手法となっているか等、今後も情報発信について工夫することが必要
- ・今回調査の結果から、現在通っている、もしくは通う予定の保育サービスや学校毎の教育内容に関心が高まっていることが分かるが、各保育施設や教育施設のホームページによる情報発信の回数等に差がみられることから、各施設の情報発信に差が生じないように努めることが必要

2. 地域の子育て支援拠点の充実及び子育て世代の交流の場の提供

- ・すこやかプラザについては、利用者のニーズを踏まえる中で整備したランチルームや多目的スペースでの子育て支援に関する講座やイベント、一時預かり等の事業を実施
- ・子育て親子が身近に集える場所であるつどいの広場については、年次的に順次増設するという計画に沿って、利用者のニーズや利便性等を踏まえる中で増設を実施

【評価や課題】

すこやかプラザの利用者数は、計画策定当初から比較すると、すこやかプラザの子育て支援ゾーンPAALにおいて約16ポイント増、つどいの広場においても設置箇所増（計画当初から3箇所増）も含めて約65ポイント増となっている。また、一時預かり事業の実施箇所数の増加にも取り組んでおり、子育て支援施設の利用環境の改善が進んでいると考えられる。

< アンケート結果 >

尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの（複数回答）

- ・就学目児童保護者のうち、「つどいの広場など親子で気軽に集える場の充実」を選択された方の割合が大きく減少している。

【目標2 子育てと仕事の調和の実現に向けた家庭環境づくり】

施策1 保育サービスの充実

後期計画に課題として掲げられているもの

保育所や児童ホームの利用希望者が年々増加しており、これに伴う待機児童への対応が必要
0歳児保育、延長保育、一時預かりといった保育サービスのニーズが増加
不安や悩みを抱えた保護者の増加に対応するため、保育所での地域の子育て支援、特別の支援を要する子ども・家庭への支援等の充実が必要
保育所に求められる社会的な役割等に対応するため、公・私立保育所の保育サービスの質の向上が必要 等

といった課題があることに加え、こどもクラブは、地域により参加人数のばらつきがあるため、地域別等の参加状況を分析し、地域特性を踏まえ、運営を行う必要がある。

<外部評価書>

放課後児童対策の取組の充実について

・放課後児童対策の取組について、地域の社会資源の有効活用についても検討が必要

1. 多様化する保育ニーズへの対応について

- ・病気やその回復期で集団保育が困難な乳幼児を一時的に医療機関により保護・看護を実施
- ・法人保育園に障害児保育、延長保育、休日保育の実施等の特別保育事業に補助金を交付し、公立保育所においても全ての保育所で延長保育を実施するとともに、園田保育所では0歳児保育および一時預かり事業を開始

【評価や課題】

病児・病後児保育事業、延長保育事業の延べ利用人数、休日保育事業の延べ利用人数及び障害児保育事業の受け入れ児童数の合計は年々増加し、計画策定当初から約1割増となっており、ニーズの充足に寄与している。

<アンケート結果>

- ・尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの（複数回答）
- ・就学前児童保護者のうち、「一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実」を選択された方の割合が減少しているものの、高い推移となっている。

2. 保育士の質向上について

- ・保育士の専門性をより高めるため、自己評価マニュアル「保育の自己評価」を法人保育園に配布し、自己評価の活用に関する専門研修を実施

【評価や課題】

研修の実施回数の増加に伴い、受講者の人数も平成25年度では計画策定当初よりも約3.3倍となっており、公立保育所の参加者はもとより、特に法人保育園の参加が定着してきていることから、保育の質の向上に寄与しているものと考えられる。

3. 放課後児童対策の取組充実について

- ・児童ホームでは、育成時間の延長や指導員の資質向上を目的とした研修を実施
- ・こどもクラブにおいては、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を提供し、地域活力を活かした遊びを工夫するなど、子どもにとって魅力ある事業を展開

【評価や課題】

これらの取組は、児童や子育て家庭への支援に一定寄与していると考えられる。ただ、児童ホームについては余裕教室の活用が困難な状況であり、新たな施設整備についても経費面や敷地の確保

施策2 働きやすい環境づくり

後期計画に課題として掲げられているもの

多様な就労形態により共働き家庭が増加する傾向
子育てと仕事の調和のため、家族、事業者、市それぞれの子育て家庭への支援が重要 等

1. ワークライフバランスや就労支援に関する取組について

(1) ワークライフバランスの促進について

- ・子育てと仕事の調和が図れるよう、国等の新制度に関するパンフレット、冊子を担当部署の事務室窓口等において設置・配布
- ・市内企業等で構成される企業人権・同和教育合同研究会や尼崎労働者福祉協議会を通じて事業者に対し、啓発活動を行ったほか、兵庫県等と共催してワークライフバランスにかかるセミナーを開催

(2) 就労支援に関する取組について

- ・ポータルサイト「あま」Jobステーションにて、就労支援情報のほか、「改正育児・介護休業法のあらまし」等の子育て関連情報に関する積極的な情報発信
- ・若年就業支援委員会において、就労支援の観点から子育てと仕事の調和に資する取組について情報共有や協議の実施
- ・すこやかプラザ等の子育て支援施設に雇用・就労相談、キャリア相談及び無料職業紹介等の事業用ちらしを配布及び情報発信
- ・企業の求人ニーズを踏まえた人材育成ときめ細やかな就労マッチング、気軽に相談できる雇用・就労相談を実施
- ・職業能力を高め、資格取得及び技術向上をめざす学習機会を提供するため、様々な情報提供や就労体験等を女性チャレンジ広場事業や各種資格取得講座等、再就職セミナー等を実施

【評価や課題】

上記の取組により、子育て世代等の働きやすい環境づくり及び働きやすい環境づくりに寄与している。また、就労体験は実施3年目となり定着しつつあることに加え、資格取得講座は資格取得率が全国平均を上回る結果となっている。再就職セミナーは受講者同士のネットワークづくりにも役立っており、就労への意欲向上やハローワーク活用促進に役立っていることから、女性の就労支援に寄与している。

施策3 家庭における子育てと仕事の調和を促進する取組み

後期計画に課題として掲げられているもの

仕事と子育ての調和のためには、父親や家族が協力して子育てや家庭生活に携わることが必要

1. 男女共同参画社会づくりに資するセミナーの実施について

- ・女性・勤労婦人センターでは、「地域課題に応える女性センター」を念頭に、男女共同参画、多様な生き方・生活、仕事、男性セミナー等、様々な分野にわたるセミナーや講座を実施
- ・仕事を離れ、地域での活動を模索している中高年男性を対象に、活動に役立つスキルや考え方を学ぶ「じいじ入門講座」を実施
- ・すこやかプラザにおいても、父親を対象とした子育て支援等に関する講座を実施

【評価や課題】

女性・勤労婦人センターのセミナーや講座は、毎年度、対象や規模、内容について多様な事業展開を図っており、アンケート調査による受講生の満足度はどの講座も良好であることから、男女共同参画社会への意識づくりにつながったと考えている。また、「じいじ入門講座」では、家事ができないといったシニア男性の参加もみられた。男性セミナーは、参加者の満足度が高く、大変活発な講座となっており、リピーターも出てきていることから、今後も男性の意識啓発のため、男性が抱える課題やニーズを踏まえながら受講生を増やす取組が必要である。

すこやかプラザでの講座においても、父親のニーズに即した事業内容を随時、企画・実施する必要がある。

【目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり】

施策1 学校教育の充実

後期計画に課題として掲げられているもの

学校教育では、学力、体力の向上とともに、一人ひとりが自立し、自己の可能性を主体的に切り開いていく力、体験活動を通じて力強く生きる力の養成が必要
複雑化し、多様化するいじめや不登校等、子どもが抱える問題については、家庭・関係機関との連携による適切な対応のみならず、未然防止の取組等、さらなる効果的な対応が必要
障害がある等特別な支援を必要とする子どもたちにもきめ細やかに対応するための環境整備が必要 等

1. 子どもの心を育てる教育の充実

(1)子どもの豊かな感性や社会性を育む取組について

- ・学校教育では、小学校3年生を対象に体験型環境学習を実施
- ・小学校5年生は学習の場を豊かな自然の中へ移し、4泊5日の長期宿泊体験を実施
- ・大学等との連携を図り指導補助員の確保に努めたほか、施設との連携による指導者（教員）講習会や実践交流会の実施、担任教員以外の自然学校への参加に係る学校内の協力体制の推進等

(2)長期欠席・不登校児童生徒に関する取組について

- ・未然防止と早期の学校復帰のため、訪問指導員やハートフルフレンドの派遣、はつらつ学級(適応指導教室)への通級指導、生活指導員の別室配置を実施
- ・はつらつ学級指導員や訪問指導員・生活指導員等の課題解決に向けた情報共有及び対応力向上のため、教職員と長期欠席・不登校問題について研究協議を実施

(3)障害がある等の特別な支援を必要とする児童生徒に関する取組について

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援

【評価や課題】

自然学校アンケートにおける児童・保護者の満足度においても常に高い水準を維持していることから、自然とのふれあいや様々な人間関係を深める体験活動を通じて、子どもの豊かな感性や社会性を育むことに寄与している。

学校復帰率は上昇傾向にあり、平成25年度では83%となっているが、未だ本市の不登校率の出現率は、全国や他市等と比較するとかなり高い状況にあることから、その対策が必要である。

<アンケート結果>

- 尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させたいもの(複数回答)
- ・小学生保護者のうち、「学力向上に向けた取組」を選択された方の割合が高い。携帯電話(スマートフォンを含む)の所持状況及び主な使用目的等について
 - ・中学生では約3/4、高校生のほぼ全員が携帯電話やスマートフォンを持っている。
 - ・携帯電話やスマートフォンの主な目的については、中学生、高校生ともに「SNS」の割合が最も高くなっています。
 - ・携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人との約束を「きちんと守っている」「だいたい守っている」を合わせると、中学生、高校生ともに50%を超えていますが、高校生の方が割合が低くなっています。一方、中学生の約5人に1人、高校生の約3人に1人が、「家の人との約束はない」と答えています。

2. 学力向上への取組について

- ・小学校3・4年生の教育課程に「計算科」を位置づけ、「そろばん」を活用した教育を実施
- ・学習支援において知識・技能を活用した、少しレベルの高い学習への挑戦 等
- ・各校が自らの課題を分析・策定した学力向上計画を精査し、学校独自の学力向上対策の充実、強化
- ・教員の指導力向上支援の内容を拡充し、各学校において、教員の指導力向上のための研修や先進校の視察

【評価や課題】

これらの取組等により、小学校(6年生)は、算数が全国平均と差が縮まり、中学生(2年生)では、理科を除く他の科目で全国レベルかそれ以上となっており、理科においても徐々に全国レベルに近づき改善が見られる結果となっている。

<アンケート結果>

- 尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させたいもの(複数回答)
- ・小学生保護者のうち、「学力向上に向けた取組」を選択された方の割合が高い。携帯電話(スマートフォンを含む)の所持状況及び主な使用目的等について
 - ・中学生では約3/4、高校生のほぼ全員が携帯電話やスマートフォンを持っている。
 - ・携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人との約束を「きちんと守っている」「だいたい守っている」を合わせると、中学生、高校生ともに50%を超えていますが、高校生の方が割合が低くなっています。一方、中学生の約5人に1人、高校生の約3人に1人が、「家の人との約束はない」と答えています。

<外部評価書>

児童の学力向上について

- ・今回調査において、子ども・子育て施策でさらに充実させたいもののうち、「学力向上に向けた取組」の回答率が高い数値となっている。尼崎市の定住促進の観点からも、教員の指導力向上等といった学力向上に繋がる取組に尽力し、尼崎市のイメージの向上に繋げることも重要であるとともに、家庭での学習も重要であることから、子どもが学習しやすい環境となるよう、保護者の協力を得ることが不可欠

施策2 学校と家庭・地域社会の連携

後期計画に課題として掲げられているもの

子どもへの教育は、保護者、地域、学校の協働作業であるが、地域社会において家庭が孤立化し、学校行事や地域活動への参加意識が弱まっている等、地域の子育て力が低下している 等

1. 市民のスポーツ活動と世代を超えた交流の場を確保について

- ・学校開放事業として小学校・中学校の体育館、グラウンド等を開放
- ・学校の夏季休業期間中に5小学校（難波小、杭瀬小、大島小、武庫小、園田小）のプールを開放

【評価や課題】

学校スポーツ施設の利用者は、学校施設の耐震化工事の影響で、減少しているが、学校プール開放事業の利用人数は、毎年一定数で推移しているため、健康づくり、地域スポーツの振興やコミュニティ推進等に寄与している。

2. 児童生徒の自立性を高めるなどの健全育成について

- ・中学2年生が、地域の事業所を中心に班に分かれ、職業体験等を行うトライやる・ウィーク推進事業を実施

【評価や課題】

当該事業における児童の満足度も年々上昇しており、平成25年度で88%となっていることに加え、保護者からもこの活動を通して生徒との会話が増えた等の成果が報告されている。ただ、トライやる・ウィーク推進事業が浸透したことによる慣れから事業所任せの傾向が見受けられたり、保護者も学校任せの傾向もあるため、学校・家庭・地域の三者の連携について再度確認する必要がある。

施策3 青少年の健全育成に向けた取組み

後期計画に課題として掲げられているもの

青少年が地域社会の一員として、地域活動等に参加する機会が減少。また、地域活動への参加意向・企画段階からの参画の意欲も低い。

青少年同士が日常生活の中で互いに人間関係づくりを学ぶ機会や育ちにとって重要な様々な体験の機会が減少

中学生の不登校の出現率が全国平均と比べて高い傾向にあり、非行等の問題行動は減少していない現状。悩みがあっても相談相手がいない青少年がいる。

公共施設や事業が、青少年のニーズに合っていない、又は魅力に欠けている可能性がある。

青少年施策は、中高生を対象とした施策が不十分、青少年の視点やニーズの把握が不十分。また自由な交流から生まれる青少年の主体的活動や情操を豊かにする文化・芸術活動の面が希薄

青少年が利用できる施設、事業等の情報の発信等が不十分

家庭、学校、地域社会等が連携を深め、協働して子どもの育ちを支えることが必要。特に、青少年の居場所づくり、主体的活動の支援等青少年の健全育成に向けた取組を地域社会全体で協働することが必要 等

1. 青少年の居場所づくりについて

- ・青少年センターのロビーにおいて青少年の話相手になる支援スタッフを配置
- ・自由な交流を促進するための様々な体験メニューを提供
- ・既存公共施設の管理者と協議を重ね、地域の居場所を5箇所設置
- ・コミュニティソーシャルワークを活用し、様々な地域情報の収集に努め、青少年の居場所及び地域の居場所確保等に向けた情報を広く提供
- ・青少年の居場所づくりに関心のある人材の掘り起こしを視野に入れたボランティアスタッフの人材育成研修を子育てコミュニティワーカーと連携して実施

【評価や課題】

青少年の居場所づくりについては、安心して居ることのできる環境づくりを行った結果、22年度からの4年間で利用者は2.4倍に増加し、「支援スタッフ登録人数」も3人から12人へと増加した。青少年団体指導者が活動しやすい環境を整え、青少年団体の地域での活動を活性化するために各地域で実施した「青少年地域活動促進事業」では多くの参加者があったほか、青少年活動に資するための指導者養成事業の受講者等からなるリーダーバンク登録者の育成・活用を図るための研修等を行い、その登録者も9人から23人に増加した。

<外部評価書>

青少年の居場所づくりをはじめとした青少年の健全育成に向けた取組の充実について

- ・行政の関係部局は、青少年の健全育成を図る視点について共通認識を持ち、公民館、地区会館等の公共施設で特定時間に場の提供を行うこと等の工夫について、引き続き調整すること
- ・地域住民や事業者とも連携し、身近な地域に青少年の居場所の確保に向け、段階的に取り組むこと
- ・地域においては、子ども自らが、地域での居場所を見つけ出せるようにする地域住民による仕掛けや、子ども自身が地域で役立つ存在であると意識するための仕掛けが十分でないこと

を踏まえ、行政は、地域活動が、青少年の健全育成を図る視点から行われる場合には、学校や公園等の公共施設で行われている目的外利用等、様々な支援も含め、さらなる後押しを行うことが必要

- ・地域住民による事業提案や、空き店舗等の民間施設の活用等、地域住民や事業者の協力を得ながら、身近な地域で、青少年同士が気軽に立ち寄れる場の確保に向けた取組等を進めることが有効
- ・青少年の居場所で行われる事業等の内容に応じて、コミュニティソーシャルワークの活用も必要（対応完了）

悩みを抱える中高生への支援について

- ・いじめや性の悩みなど、中高生だけでは解決できない悩みについて大人が支援するにあたり、行政は信頼できる大人や年齢層の近い大人・大学生などを中高生の周囲環境としてつくる必要がある

青少年の健全育成に向けた取組の充実について

- ・中高生を支え、居場所をつくってくれるボランティア・地域の大人・リーダーを増やしていく取組を進める必要がある
- ・青少年の育成を目的とした地域活動が活性化されるよう、地域で青少年の育成を行う団体や、地域で日常的に子どもに関わっている大人に対する継続的な働きかけが必要

2. 青少年の社会参加や主体的活動の支援について

- ・青少年施策の中核施設である青少年センターにおける青少年の主体的な活動場所・交流の機会の提供
- ・成人の日のつどい企画委員会や青少年による企画事業の実施及び市内企業と連携した体験教室等を積極的に開催

【評価や課題】

青少年が主体性を育み、様々な体験をする機会づくりを行ったことに加え、青少年に関する事業の情報発信を強化したことにより、市内企業と連携した体験教室の応募率が平成24年度と平成25年度を比較して約1.3倍に増加した。

<アンケート結果>

- 「子ども会」など地域の大人が主催するイベント、地域行事、地域ぐるみの清掃活動、地域内の運動会の今後の参加意向（単数回答）
- ・「機会があれば参加したい」と回答した中高生どもの割合が高い。
 - ・参加したくない理由として「行事に魅力がないから」「勉強や部活等で時間がない」が高い割合で推移し、「身近に活動がない/知らない」と回答した中高生が今回調査で増加している。「子ども会」など地域の大人が主催するイベント、地域行事、地域ぐるみの清掃活動、地域内の運動会の企画段階からの参加意向（単数回答）
 - ・「機会があれば参加したい」と回答した中高生どもの割合が高く、前回調査から20ポイント程度の増加し、高校生は「あまり参加したいと思わない」と回答した割合が増加している。
 - ・参加したくない理由として「勉強や部活等で時間がない」「参加すると役目が大変そうだから」が中高生ともに高い割合で推移している。一方、高校生については、「身近に活動がない/知らない」や「人と関わるのがわずらわしいから」との回答が増加している。

<外部評価書>

青少年の健全育成に向けた取組の充実について

- ・各学校が主体となって、地域とのつながりづくりを一層進める必要がある

3. 地域とのつながりづくりや非行化の未然防止への取組について

- ・あいさつ運動やトライやる・ウィーク等による地域で児童生徒を健全に育む活動の促進
- ・こころの教育推進事業等により、生命を尊重する心や規範意識、主体的に地域や社会に参画・行動する力の育成
- ・地域の中で子どもがいきいきと育つことができるような環境整備のため健全育成に関する講演会等を開催
- ・少年補導委員による補導・啓発・相談活動等、きめ細やかな地域での活動を展開

【評価や課題】

青少年を取り巻く環境が変化し、危険ドラッグやLINE等をはじめとするSNSの利用に伴う様々な問題が顕在化している現状において、少年補導委員や職員の継続的できめ細やかな地域での活動が、犯罪の未然防止につながっているものと考えている。

また、本市の問題行動件数は、小学校では増加傾向、中学校では減少傾向にあるため、小学校においては増加した問題行動を分析した上で対策を推進し、中学校では現在の取組を継続する必要がある。

<外部評価書>

青少年の健全育成に向けた取組の充実について

- ・青少年の健全育成の観点に加え、まちのイメージ向上の観点からも、少年補導委員及び地域の大人による青少年への声かけや啓発活動など、非行化の防止も含めた取組を継続的に進める必要がある

<アンケート結果>

携帯電話（スマートフォンを含む）の所持状況及び主な使用目的等について

- ・中学生では約3/4、高校生のほぼ全員が携帯電話やスマートフォンを持っている。
- ・携帯電話やスマートフォンの主な目的については、中学生、高校生ともに「SNS」の割合が最も高くなっている。
- ・携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人との約束を「きちんと守っている」「だいたい守っている」を合わせると、中学生、高校生ともに50%を超えています。高校生の方が割合が低くなっている。一方、中学生の約5人に1人、高校生の約3人に1人が、「家の人との約束はない」と答えている。

【目標4 子育てを支えるコミュニティづくり】

施策1 地域で子どもを育てる意識の醸成

後期計画に課題として掲げられているもの

地域で、子どもと大人が親しく付き合ったり、気軽に語り合ったり、あるいは他人の子どもをほめたり、しかったりすることが減少
特に、別の地域から転入してきた子育て家庭については、地域に馴染みにくい傾向があり、顔見知りの関係になりにくい。等

1. 地域の連帯感をはぐくむ取組について

- ・子ども会等の地縁型団体と子育てサークルやNPO法人等、テーマ型団体との情報交換や出会いの場としての交流会を実施
- ・身近な地域での子育て世代を対象にした子育てイベント、子育て世代が安心して、住み続けたいと思えるように身近な地域の子育て情報発信や出会いの場として「ウェルカムパーティ」を開催
- ・子どもを取り巻く社会環境の改善のため、子ども同士が話し合うティーンズミーティングを開催

【評価や課題】

上記の取組によって地域の子育て支援団体が増加し、コミュニティルーム登録団体数、あまがさきチャレンジまちづくり事業の総事業数に占める子育て支援事業数ともに緩やかな増加傾向が見られることから、地域での子育て支援事業への側面的支援が徐々に浸透していると考えられる。

ティーンズミーティングの実施により、参加した子どもに対して行政が大人として向き合う姿勢を示すことができたことに加え、子どもの考えや意見を行政の取組に反映することで、地域で子どもを育てる意識の醸成に寄与していると思われる。

施策2 子育てを支える地域活動の育成

後期計画に課題として掲げられているもの

地域においては、従来の近隣関係を基盤にして、子育て支援に取り組んでいるところがある一方、そうした結びつきや支え合いによる取組が困難
地域住民同士、保護者同士による自主的活動の運営の担い手不足
子育て家庭が、子ども会等の地域活動に積極的に参加、参画しているとはいえない。等

1. 子育てを支えるコミュニティをはぐくむ取組について

- ・子育てサークルの運営を側面支援するとともに、子育てに関心のある地域住民やNPO法人等によるネットワークを構築

【評価や課題】

リーダー研修会の実施や市民まつりの子どもの広場出演等の自主的活動の運営に取り組む人材も出てきており、地域における子育て支援活動の活性化に寄与していると思われる。

一方で、子育てサークルのスタッフ等の固定化が見られることから、後進の育成や新たな人材の発掘が必要であり、また、平成25年度は前年度に比べサークル数が37から33へと減少していることから、事業の周知と新たな子育てサークルの結成の促進を図る必要がある。

<外部評価書>

子育てサークルの支援について

- ・子育てサークルの運営上の課題として、活動場所の確保や効果的な広報に関するノウハウが十分でないことなどが挙げられるため、例えば、乳幼児健診などの機会を捉えた子育てサークル活動の周知や、活動場所に関する情報提供、広報の手法など、子育てサークルの運営に関するきめ細やかな側面支援が必要
- ・子育てサークル数については、子育てサークルの世話人や代表者の子どもが成長したなどの理由により減少している現状がある。しかしながら、近隣関係が希薄化している昨今、子どもの育ちや子育てを地域全体で支えるため、子育てに関する支援の場がより一層求められていることから、地域の子育て支援活動グループに対する登録の呼びかけや子育てコミュニティーワーカーと連携し、新たな子育てサークルの結成に向けた積極的な働きかけを行うことが必要
- ・子育てサークルの分布が地域によって偏在し、特定の地域に密集していることから、各地域に一定数の子育てサークルが存在するように検討することが必要

施策3 地域での家庭支援機能の充実

後期計画に課題として掲げられているもの

地域の子どもや高齢者を含む近隣の人々が出会い、顔見知りになるといった交流の機会の減少
地域にある子どもや子育て家庭に関わる様々な社会資源が点在していて、つながりにくい。等

1. 多世代の交流の機会や地域のネットワークづくりの支援について

- ・すこやかプラザにおいて、世代間交流の機会の充実のため、「世代間交流広場ほのぼの」や「すこやかおもちゃクリニック」といった多世代の人が参加できるイベントを実施
- ・子育て家庭の母親たちが主体的に連携し、育児・子育ての問題に取り組むサークル活動（親子での遊びや子育て相談、育児に関する講座等）を促進するための支援の実施

【評価や課題】

すこやかプラザのイベントについては、実施回数を毎年度増やしている。利用者も年度によって増減はあるものの、計画策定当初から90%の増加となっているため、子どもや高齢者を含む近隣の人々が出会い、顔見知りになる等、交流の機会づくりに寄与している。

また、サークル活動を支援することにより、子育てに関心のある地域住民やNPO法人等によるネットワークを構築されるなど、子育てを支える地域での結び付きや支え合いを育むことに寄与している。今後、ネットワークをより一層強化するために他の子育て関係機関と連携していく必要がある。

【目標5 子どもがのびのびと育つ生活環境づくり】

施策1 良質な住まいと住環境の整備

後期計画に課題として掲げられているもの

教育費等経済的な負担が大きい子育て世帯等の中堅ファミリー層にとって、市内で良好な住宅を確保することが困難な場合があり、市外への転出の要因となっている可能性がある

1. 良質な賃貸住宅の供給や子育て世帯の持家支援について

- ・子育てファミリー世帯が市内で持家を取得する際の諸費用の一部を補助することにより、当該世帯の持家取得を促進
- ・中堅所得者層向けの優良な賃貸住宅の供給促進のため、特定優良賃貸住宅供給促進事業を実施
- ・尼崎市の子育て支援情報といった暮らしやすさに関する情報を一元的に発信するサイト「あまがさきに住もうネット」を新たに作成し、当サイトの充実と各種媒体を通じた周知

【評価や課題】

尼崎市ファミリー世帯住宅支援事業については、毎年度応募件数も多く、利子補給から一括補助制度へと制度変更しても申請件数があまり減らなかったことから、制度変更による影響は少なかったことが伺え、子育て世帯等に対する良質な住まいと住環境の整備に一定寄与している。「あまがさきに住もうネット」の構築や周知により、子育て世帯を中心とした市民への情報提供に寄与している。

施策2 子どもにやさしい生活環境づくり

後期計画に課題として掲げられているもの

近年、全国で子どもを巻き込む犯罪が増加傾向

本市においては、自転車関係する事故の割合が兵庫県下全域を大きく上回っている。

1. 犯罪から子どもを守る体制の強化

(1) 交通マナーの向上について

- ・未就学児、児童及び生徒に対して交通安全教室を実施
- ・自転車利用者のマナーの向上、交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の自転車教室を実施
- ・市内警察署や交通安全協会等と連携し、街頭啓発キャンペーンを実施
- ・さわやかサイクル運動を街頭で行うなど、様々な取組を実施

(2) 地域の暮らしの安全・安心の確保について

- ・犯罪の未然防止や市民の防犯意識の高揚のため、「わんわんパトロール隊」や「自主防犯パトロール隊」等に加え、「ひったくり発生現場への表示板掲示」、「防犯講習会」等の事業を実施

【評価や課題】

上記の取組の結果、交通事故件数や自転車事故は減少傾向にあり、平成25年においても、第9次尼崎市交通安全計画における交通事故死者数の目標数値(2,900人以下)を達成することができた。一方、ひったくりの発生件数については、平成24年度には減少したものの、平成25年度は横ばいであったため、更なる取組を進める必要がある。

< アンケート結果 >

尼崎市について

- ・中学生における「とても好き」「どちらかという好き」の割合はともに高くなっている。
- ・高校生は「どちらかどうと好き」の割合は約10ポイント高くなっているものの、「とても好き」の割合は、10ポイント以上低くなっている。

好きな理由

- ・中高生ともに「小さいときから住んでいるから」と地元への愛着があるとの回答が最も多い。
- ・中学生は「コンビニやファーストフードのお店が近くにあって便利だから」、「ゲームセンターやカラオケボックス・映画館等が近くにあるから」との回答が高く、高校生でも同様の傾向であるが、「交通が便利だから」と回答した割合が前回調査と比べ20ポイント以上高くなっている。

嫌いな理由

- ・「その他」の回答を除き、中高生ともに「ごみごみしているから」が最も高い。
- ・中学生は「子どもにとってよくない情報が多いから」との回答が高く、高校生では「家の周りの環境が悪いから」との回答が高い。
- ・前回調査と今回調査を比較すると、中高生ともに「ごみごみしているから」「子どもにとってよくない情報が多いから」の割合が平均で約20ポイント高くなっている。

< 外部評価書 >

治安・モラルの問題について

- ・地域住民が、地域で生活を送る上で治安やモラル向上といった課題解決に向けて、地域主体で取り組めるよう、行政の関係部局が連携協力して、より積極的に地域に働きかけていくこと
- ・事業者が、子どもが地域で安全に安心して過ごすことができる環境づくりに積極的に協力をす

るよう、行政の関係部局は、事業者の行動を促すための取組について、一層進めること

- ・治安・モラル等の課題は、子ども・子育て支援の視点を越えた、まち全体としての重要課題であることを認識し、行政は、子ども・子育て支援の枠にとどまらず、将来のまちのビジョンを明確にする中で、まちづくり全体をトータルでコーディネートする責務を果たすこと(対応完了)
- ・子ども・子育て支援の視点からは、次の世代を担う「小さな市民(子ども)」に公共意識を育むためにも、地域社会全体で子どもの育ちを支えていく地域住民等の主体的な取組が進むよう、関係部局と役割分担の上、一層連携して取り組むこと
- 子どもの見守りについて
- ・今回調査結果により、保護者の手から離れて遊ぶようになる年齢の子どもの安全の確保が求められていることに加え、地域での防犯対策の充実が求められていることから、地域でできる防犯対策として、地域活動に市民が積極的に参加し、子どもたちと顔が見える関係を築くことが地域ぐるみの防犯に繋がることを市民に周知し、多くの参加を促していくことが必要

2. 放置自転車対策について

- ・毎年度、自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車強制撤去を実施
- ・JR尼崎駅をモデル駅に設定し自転車駐車場の管理運営と啓発指導・撤去等の放置自転車対策業務を指定管理者に一括して委託し、より効率的で有効的な放置自転車防止対策を実施

【評価や課題】

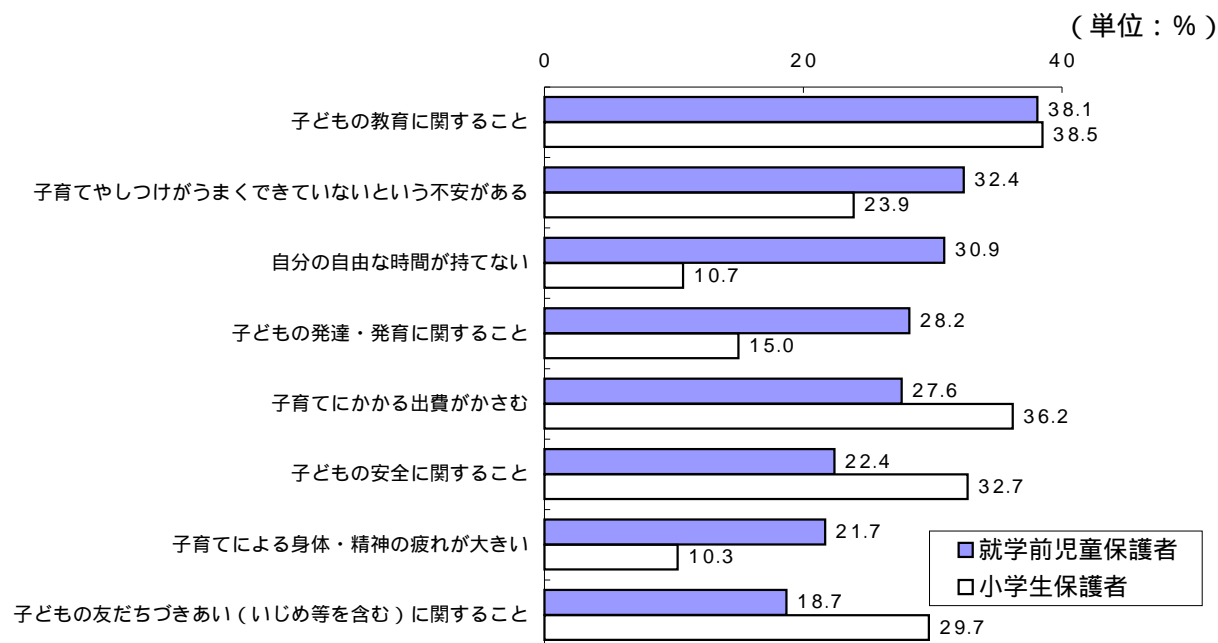
上記の取組の結果、JR尼崎駅ターミナル付近の放置自転車は皆無となり、自転車駐車場の1日平均利用者が約100人増加した。その他、阪神尼崎駅バスターミナル降車場前に路上駐輪機を新設し、併せて自転車等放置禁止区域を拡大するなどの取組により、駅前広場周辺が良好な都市空間となるなどの成果が出ている。

一方、市北部を中心に用地確保が困難なことなどにより、駐輪場が慢性的に不足している状況下で放置自転車の台数が増加傾向にある。

アンケート調査結果（行動計画策定指針に関連する主なもの）

1 子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること（複数回答）

(1) 今回調査（事業計画策定に係るニーズ調査）（抜粋）



(2) アンケート経年変化

事業計画策定に係るニーズ調査

就学前児童保護者	今回調査	中間年調査	前回調査	今回調査
	(N=1132)	(N=893)	(N=717)	- 前回調査
単位：%	割合	割合	割合	差
子どもの教育に関すること	38.1	34.3	29.4	8.7
子育てやしつけがうまくできていないという不安がある	32.4	36.1	37.9	5.5
自分の自由な時間が持てない	30.9	33.4	33.9	3.0
子どもの発達・発育に関すること	28.2	22.3	21.3	6.9
子育てにかかる出費がかさむ	27.6	30.8	33.6	6.0
子育てによる身体・精神の疲れが大きい	21.7	17.2	19.1	2.6
子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	18.7	24.0	18.5	0.2

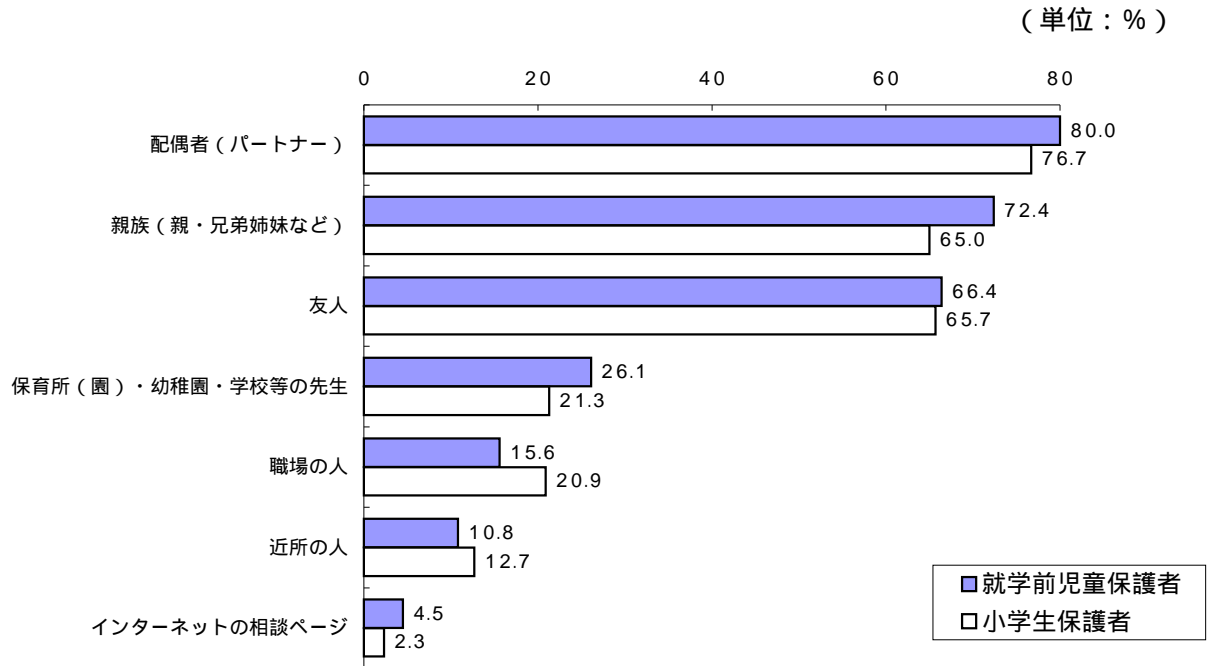
事業計画策定に係るニーズ調査

小学生保護者	今回調査	中間年調査	前回調査	今回調査
	(N=1082)	(N=718)	(N=1213)	- 前回調査
単位：%	割合	割合	割合	差
子どもの教育に関すること	38.5	49.9	40.7	2.2
子育てやしつけがうまくできていないという不安がある	23.9	32.3	28.9	5.0
自分の自由な時間が持てない	10.7	15.5	11.5	0.8
子どもの発達・発育に関すること	15.0	15.5	10.4	4.6
子育てにかかる出費がかさむ	36.2	50.6	33.2	3.0
子育てによる身体・精神の疲れが大きい	10.3	12.0	7.8	2.5
子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	29.7	32.3	27.8	1.9

「子どもの安全に関すること」については、今回調査の追加項目であるため除外している。

2 子育てに関する悩みや不安がある場合の相談先（複数回答）

(1) 今回調査（事業計画策定に係るニーズ調査）（抜粋）



(2) アンケート経年変化

就学前児童保護者

単位：％

	今回調査 (N=1,132)	中間年調査 (N=893)	前回調査 (N=717)	今回調査 - 前回調査
	割合	割合	割合	差
配偶者（パートナー）	80.0	76.8	79.1	0.9
親族（親・兄弟姉妹など）	72.4	75.3	73.9	1.5
友人	66.4	64.8	69.6	3.2
保育所（園）・幼稚園・学校等の先生	26.1	19.5	19.8	6.3
職場の人	15.6	11.4	12.3	3.3
近所の人	10.8	10.3	14.2	3.4
インターネットの相談ページ	4.5	4.8	6.6	2.1

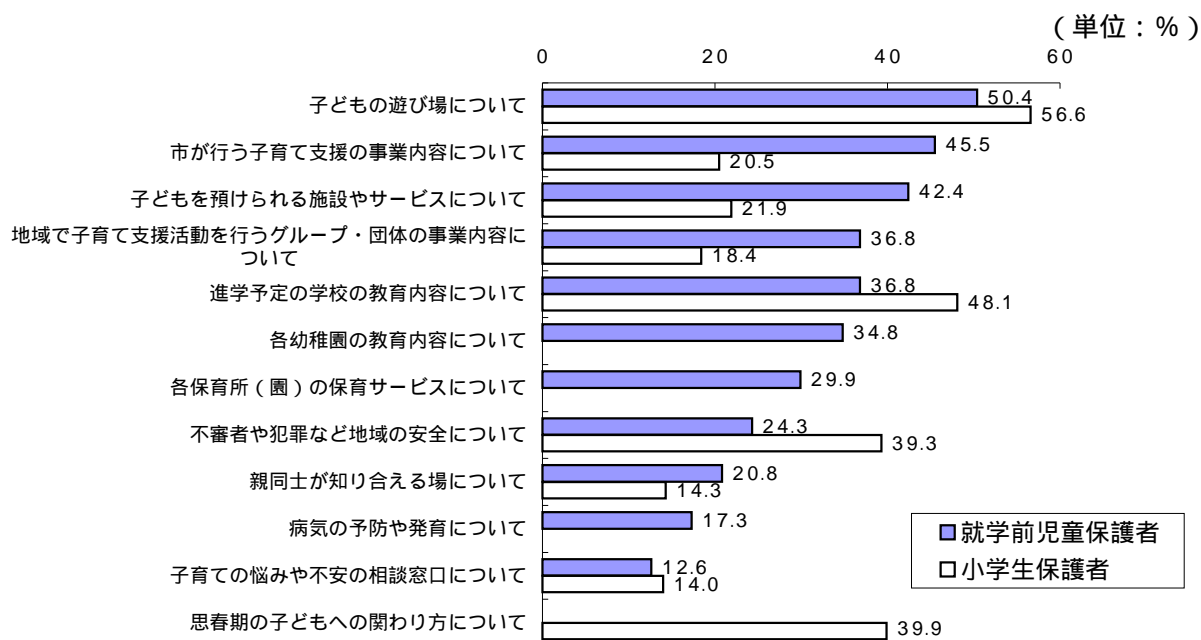
小学生保護者

単位：％

	今回調査 (N=1,082)	中間年調査 (N=718)	前回調査 (N=1,213)	今回調査 - 前回調査
	割合	割合	割合	差
配偶者（パートナー）	76.7	67.5	69.2	7.5
親族（親・兄弟姉妹など）	65.0	57.1	59.0	6.0
友人	65.7	62.5	66.4	0.7
保育所（園）・幼稚園・学校等の先生	21.3	15.7	16.3	5.0
職場の人	20.9	19.6	18.1	2.8
近所の人	12.7	10.4	12.5	0.2
インターネットの相談ページ	2.3	1.9	1.9	0.4

3 子育てに関する情報のうち、不足していると思うもの（複数回答）

(1) 今回調査（事業計画策定に係るニーズ調査）（抜粋）



(2) アンケート経年変化

就学前児童保護者

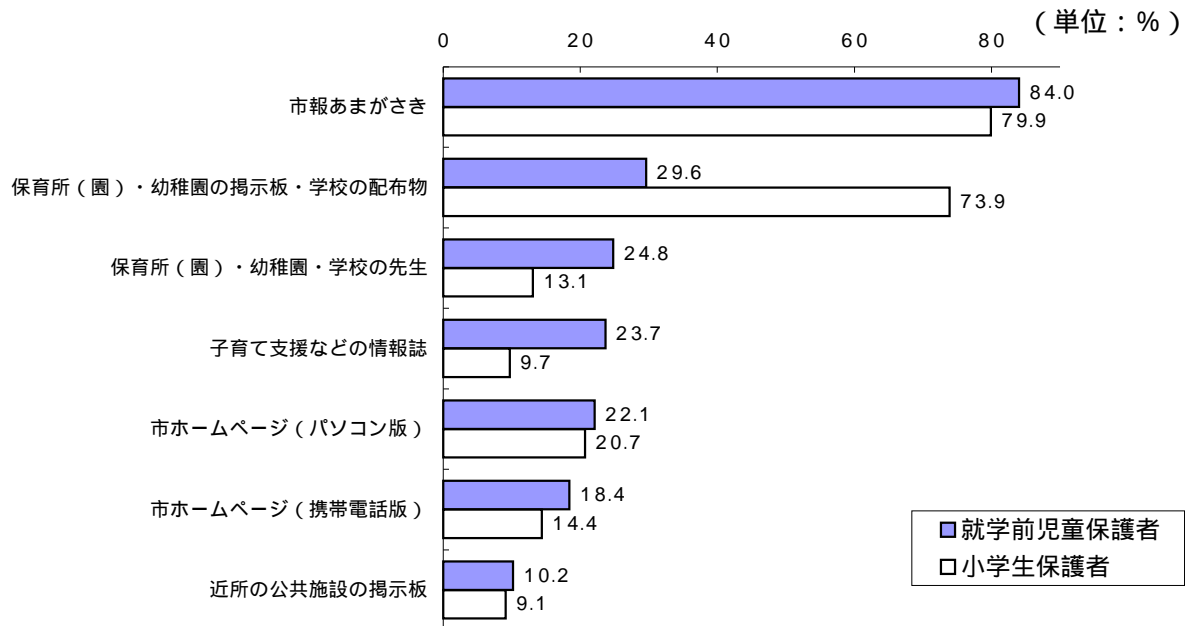
単位：%	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=538) 割合	中間年調査 (N=893) 割合	前回調査 (N=717) 割合	今回調査 - 中間年調査 差
子どもの遊び場について	50.4	30.5		19.9
市が行う子育て支援の事業内容について	45.5	16.6		28.9
子どもを預けられる施設やサービスについて	42.4	21.6		20.8
地域で子育て支援活動を行うグループ・団体の事業内容について	36.8	10.0		26.8
進学予定の学校の教育内容について	36.8	31.1		5.7
各幼稚園の教育内容について	34.8	21.8		13.0
各保育所（園）の保育サービスについて	29.9	17.4		12.5
不審者や犯罪など地域の安全について	24.3	28.4		4.1
親同士が知り合える場について	20.8	12.1		8.7
病気の予防や発育について	17.3	15.1		2.2

小学生保護者

単位：%	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=484) 割合	中間年調査 (N=718) 割合	前回調査 (N=1,213) 割合	今回調査 - 中間年調査 差
子どもの遊び場について	56.6	20.9		35.7
市が行う子育て支援の事業内容について	20.5	9.2		11.3
子どもを預けられる施設やサービスについて	21.9	7.5		14.4
地域で子育て支援活動を行うグループ・団体の事業内容について	18.4	7.4		11.0
進学予定の学校の教育内容について	48.1	34.8		13.3
各幼稚園の教育内容について				
各保育所（園）の保育サービスについて				
不審者や犯罪など地域の安全について	39.3	25.5		13.8
親同士が知り合える場について	14.3	4.6		9.7
病気の予防や発育について				

4 尼崎市の情報の入手先（複数回答）

(1) 今回調査（事業計画策定に係るニーズ調査）（抜粋）



(2) アンケート経年変化

就学前児童保護者

単位：%	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=1,132)	中間年調査 (N=893)	前回調査 (N=717)	今回調査 - 中間年調査 差
	割合	割合	割合	
市報あまがさき	84.0	86.6		2.6
保育所（園）・幼稚園の掲示板・学校の配布物	29.6	21.2		8.4
保育所（園）・幼稚園・学校の先生	24.8	17.9		6.9
子育て支援などの情報誌	23.7	16.7		7.0
市ホームページ（パソコン版）	22.1	32.8		10.7
市ホームページ（携帯電話版）	18.4	18.3		0.1
近所の公共施設の掲示板	10.2	11.8		1.6

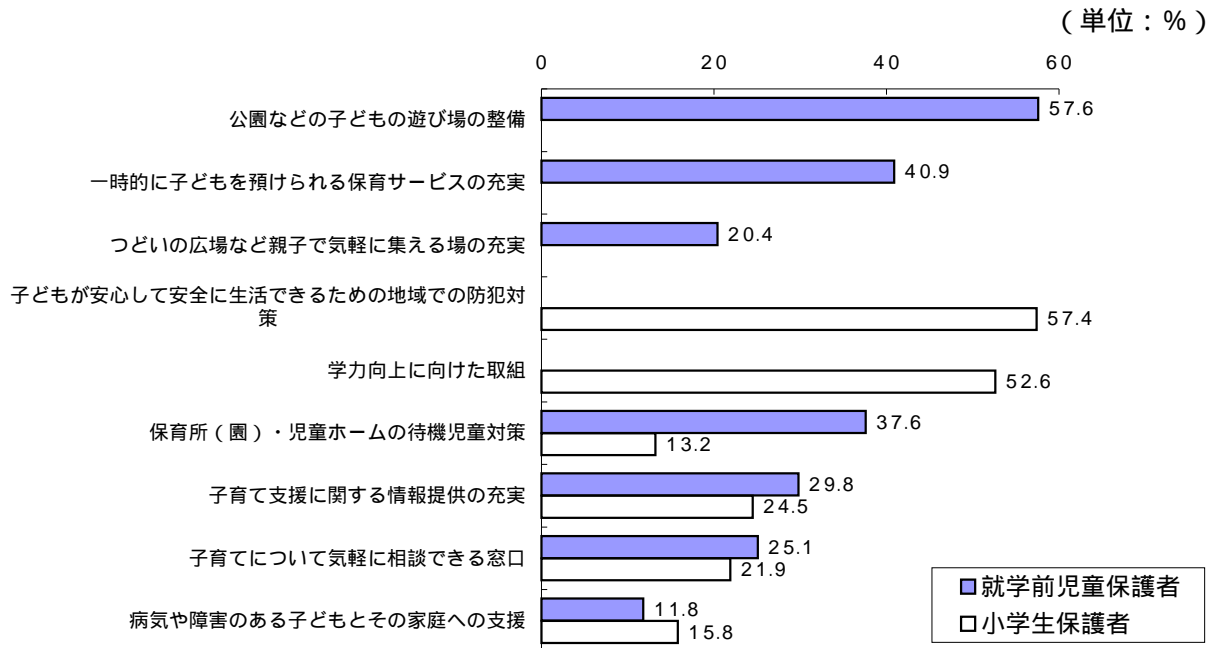
小学生保護者

単位：%	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=1,082)	中間年調査 (N=718)	前回調査 (N=1,213)	今回調査 - 中間年調査 差
	割合	割合	割合	
市報あまがさき	79.9	85.7		5.8
保育所（園）・幼稚園の掲示板・学校の配布物	73.9	8.1		
保育所（園）・幼稚園・学校の先生	13.1	23.1		10.0
子育て支援などの情報誌	9.7	8.8		0.9
市ホームページ（パソコン版）	20.7	30.1		9.4
市ホームページ（携帯電話版）	14.4	15.9		1.5
近所の公共施設の掲示板	9.1	8.2		0.9

中間年では、「学校の掲示板」という選択肢になっている。

5 尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの（複数回答）

(1) 今回調査（事業計画策定に係るニーズ調査）（抜粋）



(2) アンケート経年変化

就学前児童保護者

単位：%

施策	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=1,132) 割合	中間年調査 (N=893) 割合	前回調査 (N=717) 割合	今回調査 - 前回調査 差
公園などの子どもの遊び場の整備	57.6	62.6	75.2	17.6
一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実	40.9	37.7	51.9	11.0
つどいの広場など親子で気軽に集える場の充実	20.4	20.2	44.1	23.7
子どもが安心して安全に生活できるための地域での防犯対策		55.5		
学力向上に向けた取組		33.9		
保育所（園）・児童ホームの待機児童対策	37.6	31.0		
子育て支援に関する情報提供の充実	29.8	20.0	39.5	9.7
子育てについて気軽に相談できる窓口	25.1	15.9	20.6	4.5
病気や障害のある子どもとその家庭への支援	11.8	11.1	19.5	7.7

小学生保護者

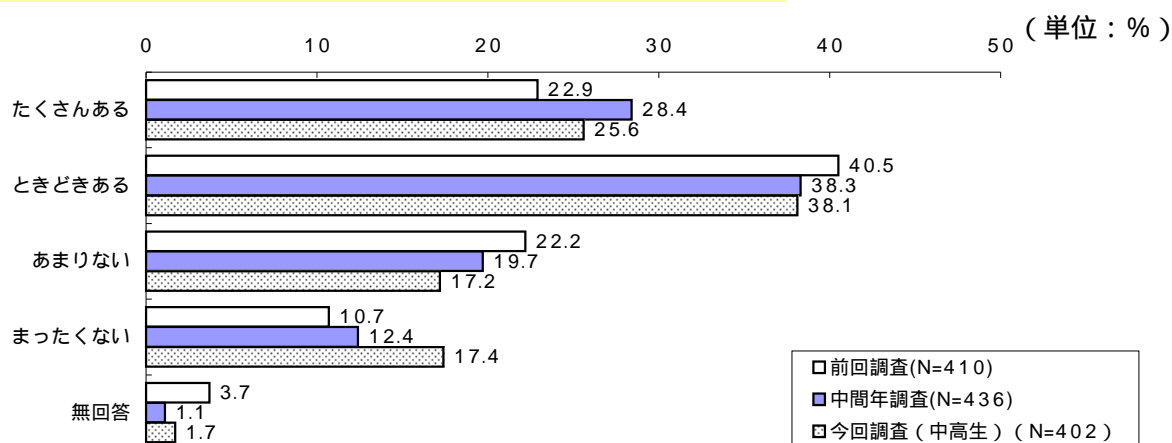
単位：%

施策	事業計画策定に係るニーズ調査			
	今回調査 (N=1,082) 割合	中間年調査 (N=718) 割合	前回調査 (N=1,213) 割合	今回調査 - 前回調査 差
公園などの子どもの遊び場の整備		46.1	73.2	
一時的に子どもを預けられる保育サービスの充実		17.5	22.4	
つどいの広場など親子で気軽に集える場の充実		8.9	26.7	
子どもが安心して安全に生活できるための地域での防犯対策	57.4	49.9		
学力向上に向けた取組	52.6	47.9		
保育所（園）・児童ホームの待機児童対策	13.2	16.3		
子育て支援に関する情報提供の充実	24.5	11.7	23.3	1.2
子育てについて気軽に相談できる窓口	21.9	16.7	10.1	11.8
病気や障害のある子どもとその家庭への支援	15.8	10.0	13.8	2.0

6 乳幼児とのふれあい体験について

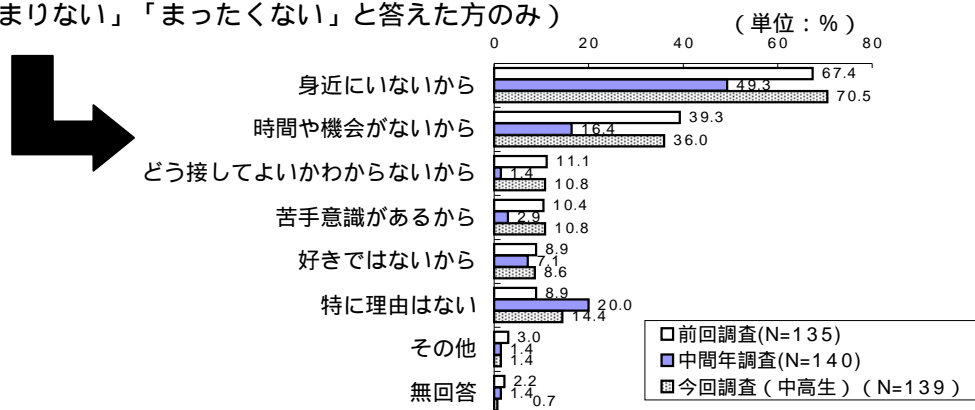
問：弟や妹以外の赤ちゃんや幼児と遊んだこと（単数回答）

(1) 中学生回答

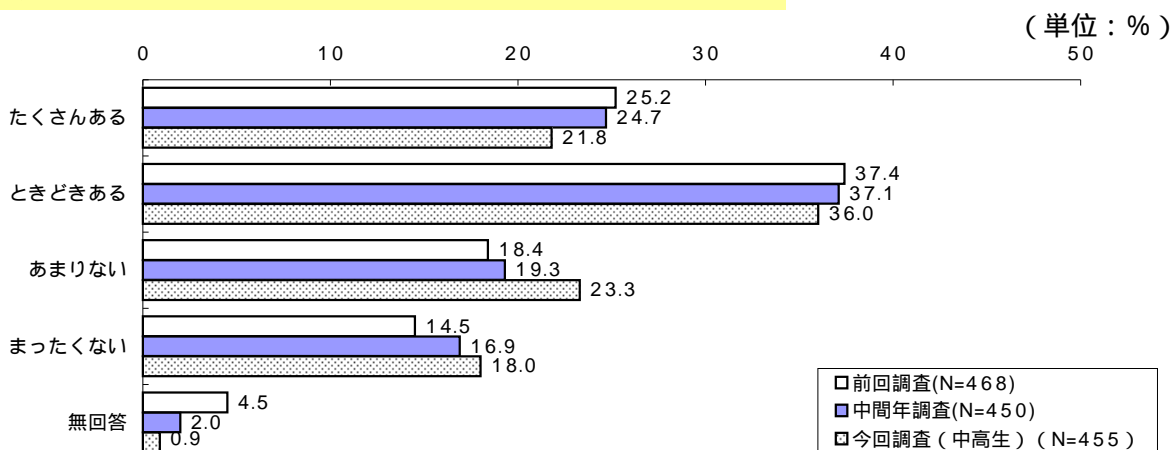


(1) - 1 遊んだことがない理由（複数回答）

((1)で「あまりない」「まったくない」と答えた方のみ)

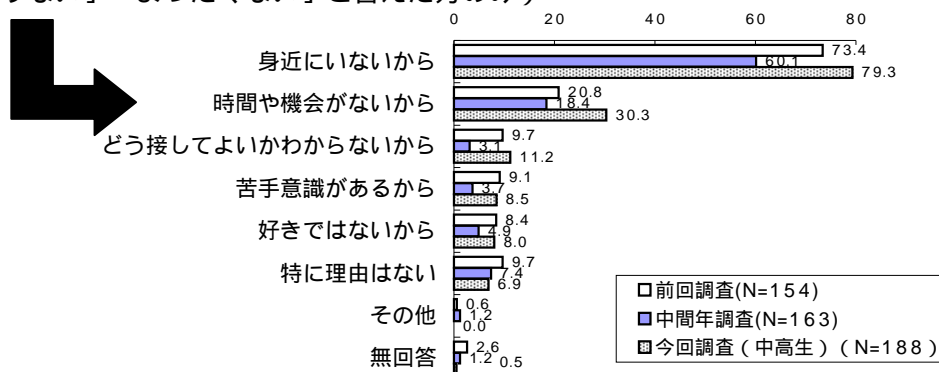


(2) 高校生回答



(2) - 1 遊んだことがない理由（複数回答）

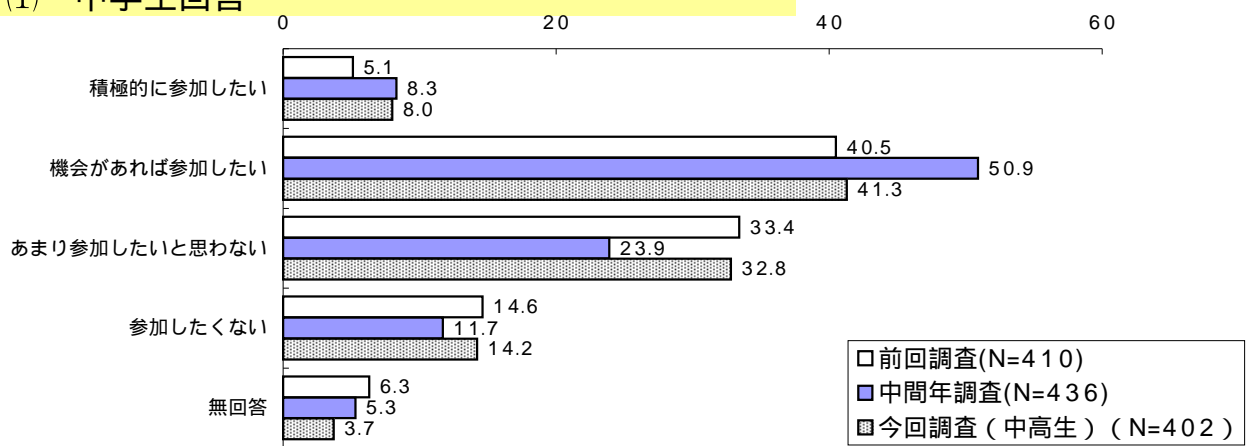
((2)で「あまりない」「まったくない」と答えた方のみ)



7 「子ども会」など地域の大人が主催するイベント、地域の行事（お祭りなど）、地域ぐるみの清掃活動、地域内の運動会の今後の参加意向（単数回答）

(1) 中学生回答

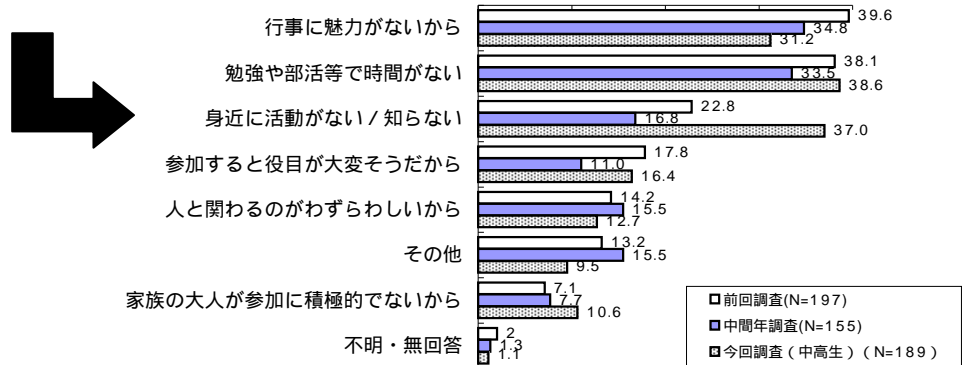
(単位：%)



(1) - 1 参加したくない理由

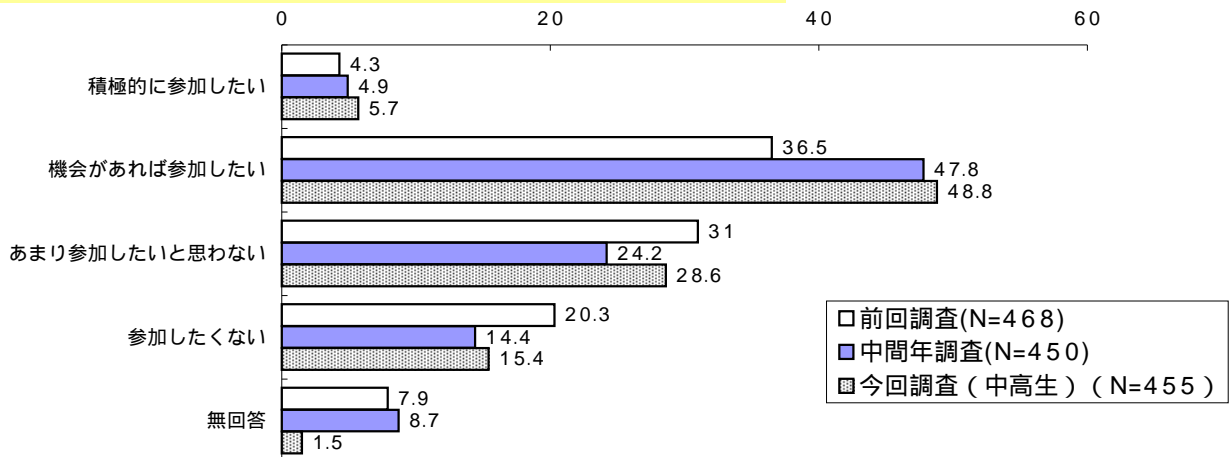
((1)で「あまり参加したいと思わない」「参加したくない」と答えた方のみ)

(単位：%)



(2) 高校生回答

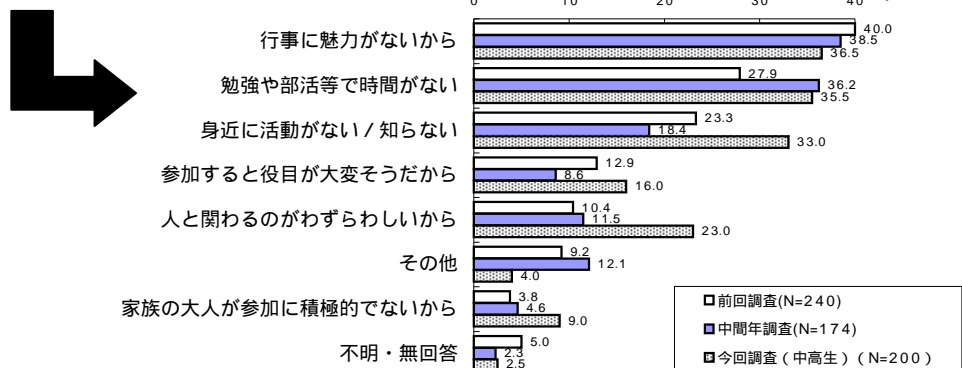
(単位：%)



(2) - 1 参加したくない理由

((2)で「あまり参加したいと思わない」「参加したくない」と答えた方のみ)

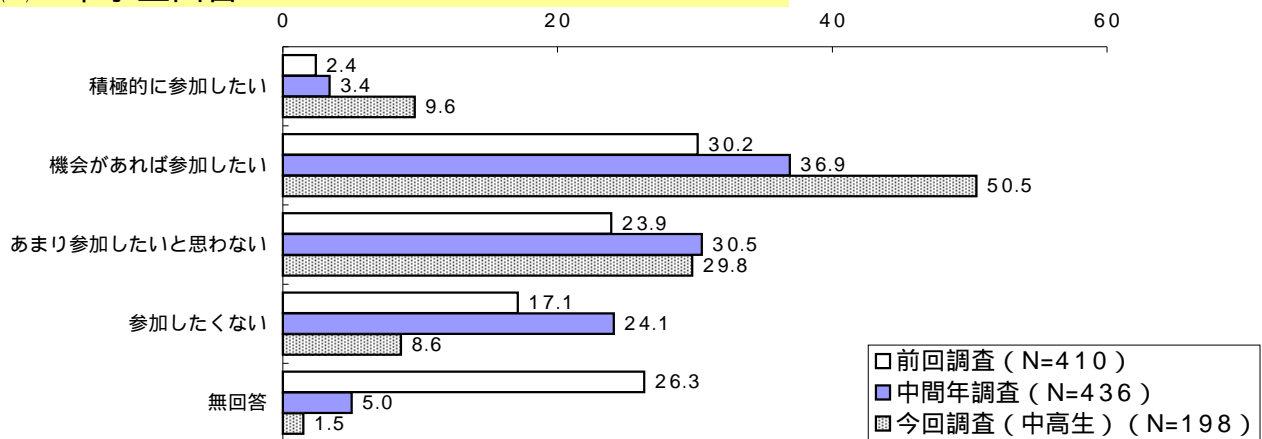
(単位：%)



8 「子ども会」など地域の大人が主催するイベント、地域の行事（お祭りなど）、地域ぐるみの清掃活動、地域内の運動会の企画段階からの参加意向（単数回答）

(1) 中学生回答

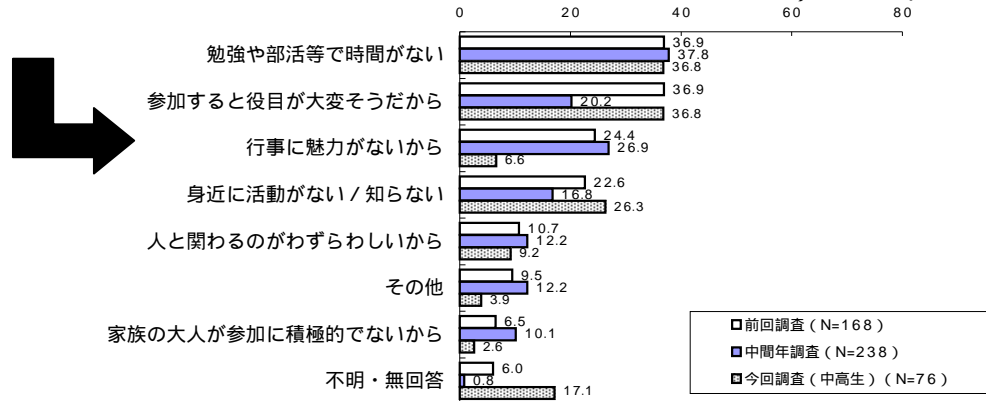
(単位：%)



(1) - 1 参加したくない理由

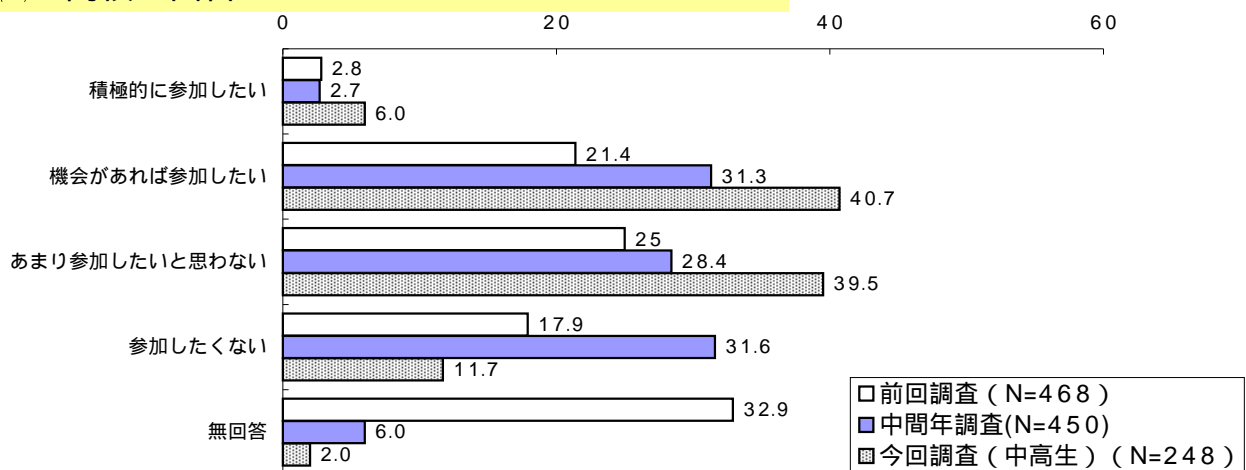
((1)で「あまり参加したいと思わない」「参加したくない」と答えた方のみ)

(単位：%)



(2) 高校生回答

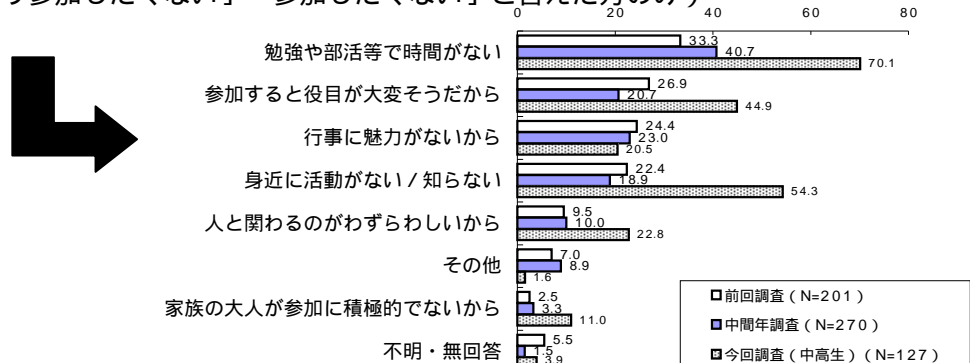
(単位：%)



(2) - 1 参加したくない理由

((2)で「あまり参加したくない」「参加したくない」と答えた方のみ)

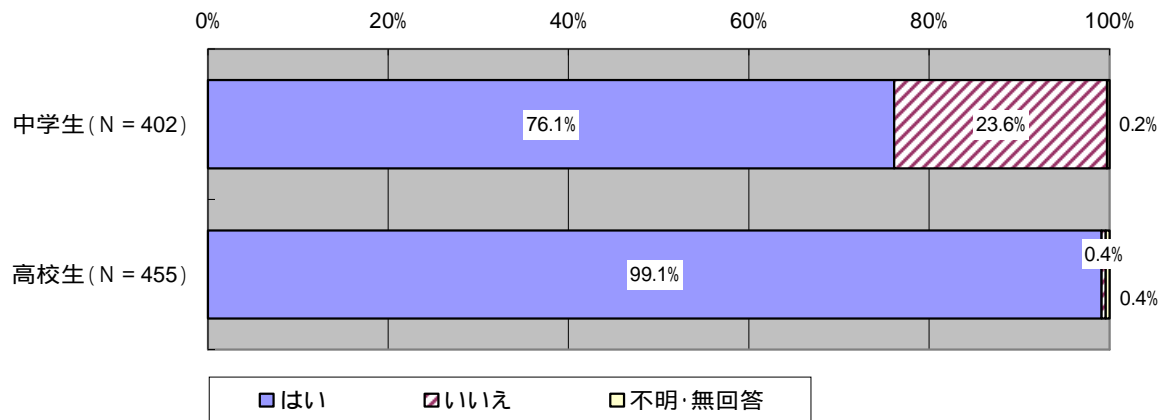
(単位：%)



9. 携帯電話（スマートフォンを含む）の所持状況及び主な使用目的等について

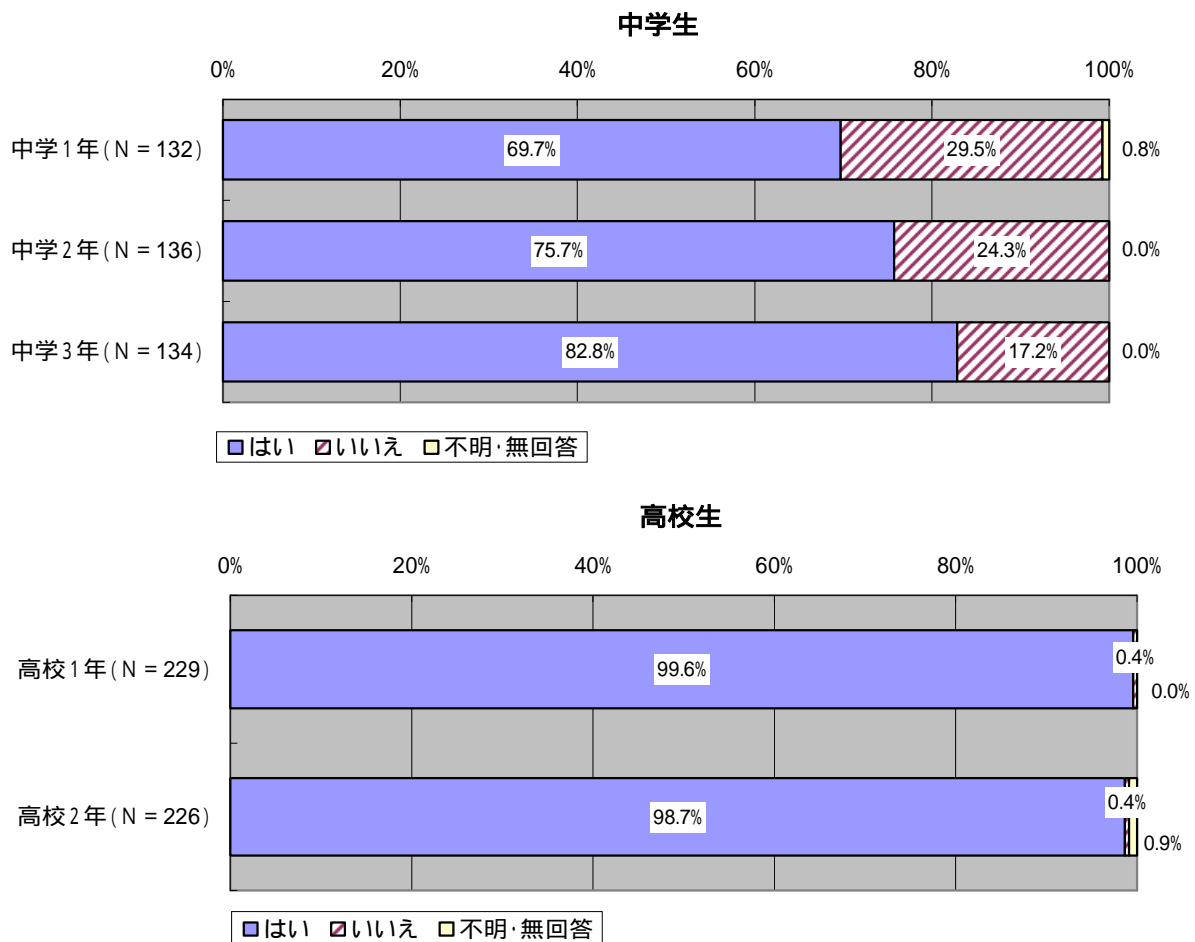
(3) 携帯電話やスマートフォンを持っているか（単数回答）

中学生の約3 / 4、高校生のほぼ全員が携帯電話やスマートフォンを持っています。



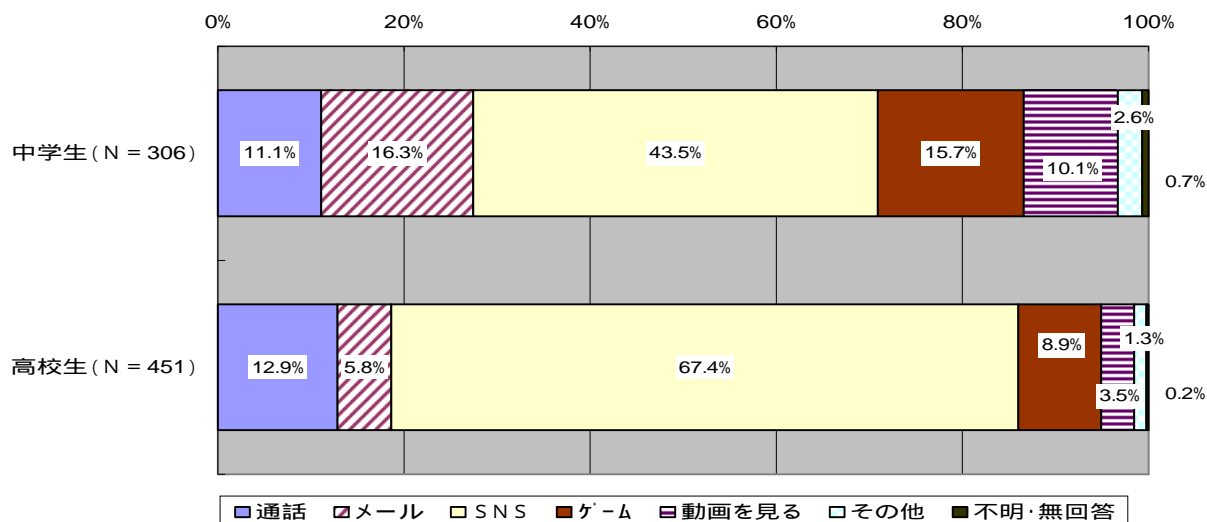
学年別

中学生では学年が上がるにつれて持っている割合が高くなり、高校生になると、ほぼ全員が持っています。



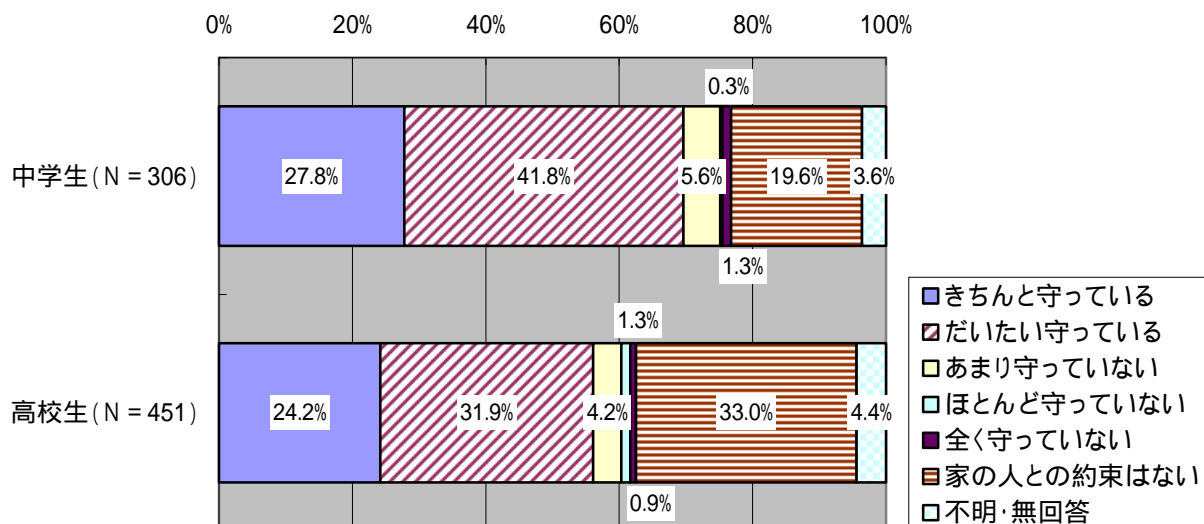
(3) 1 携帯電話やスマートフォンの主な使用目的 (単数回答) (3)で「はい」と答えた方のみ

携帯電話やスマートフォンの主な使用目的については、中学生、高校生ともに「SNS」()の割合が最も高くなっています。
 (ソーシャル ネットワーキング サービスの略。FacebookやTwitter、LINEなどがある。)
 高校生における「SNS」の割合が中学生に比べて高く、「メール」の割合が中学生に比べて低いことから、高校生の方が中学生に比べて携帯電話よりスマートフォンを持っている割合が高いと思われます。



(3) 2 携帯電話やスマートフォンの使用ルールについて (単数回答)

携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人との約束を「きちんと守っている」「だいたい守っている」を合わせると、中学生、高校生ともに50%を超えています。高校生の方が割合が低くなっています。
 一方、中学生の約5人に1人、高校生の約3人に1人が、「家の人との約束はない」と答えています。



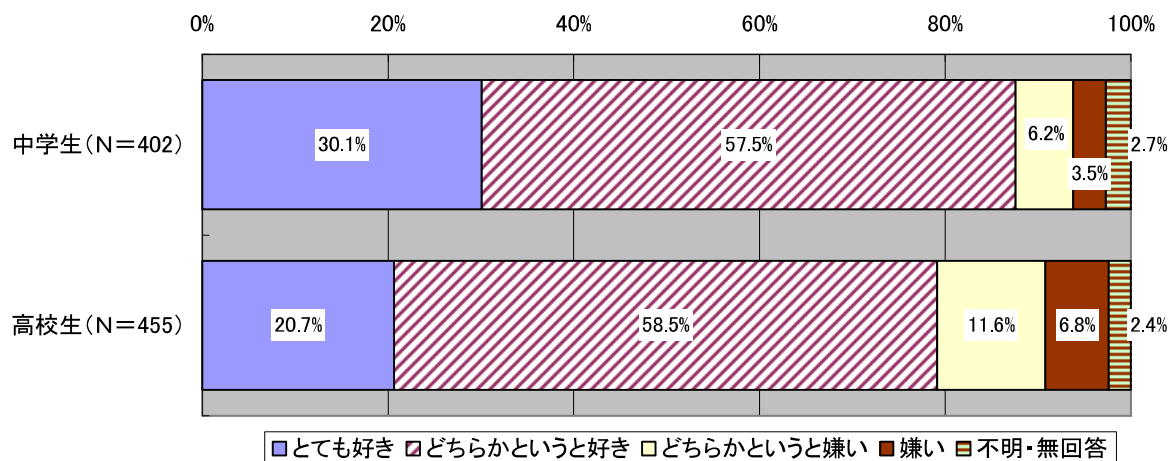
10 . 尼崎市が好きかについて

7 尼崎市について

(1) 尼崎市が好きか（単数回答）

前回調査結果と比べ、中学生における「とても好き」「どちらかという好き」の割合はともに高くなっています。

一方、前回調査結果と比べ、高校生は「どちらかという好き」の割合は約10ポイント高くなっているものの、「とても好き」の割合は、10ポイント以上低くなっています。

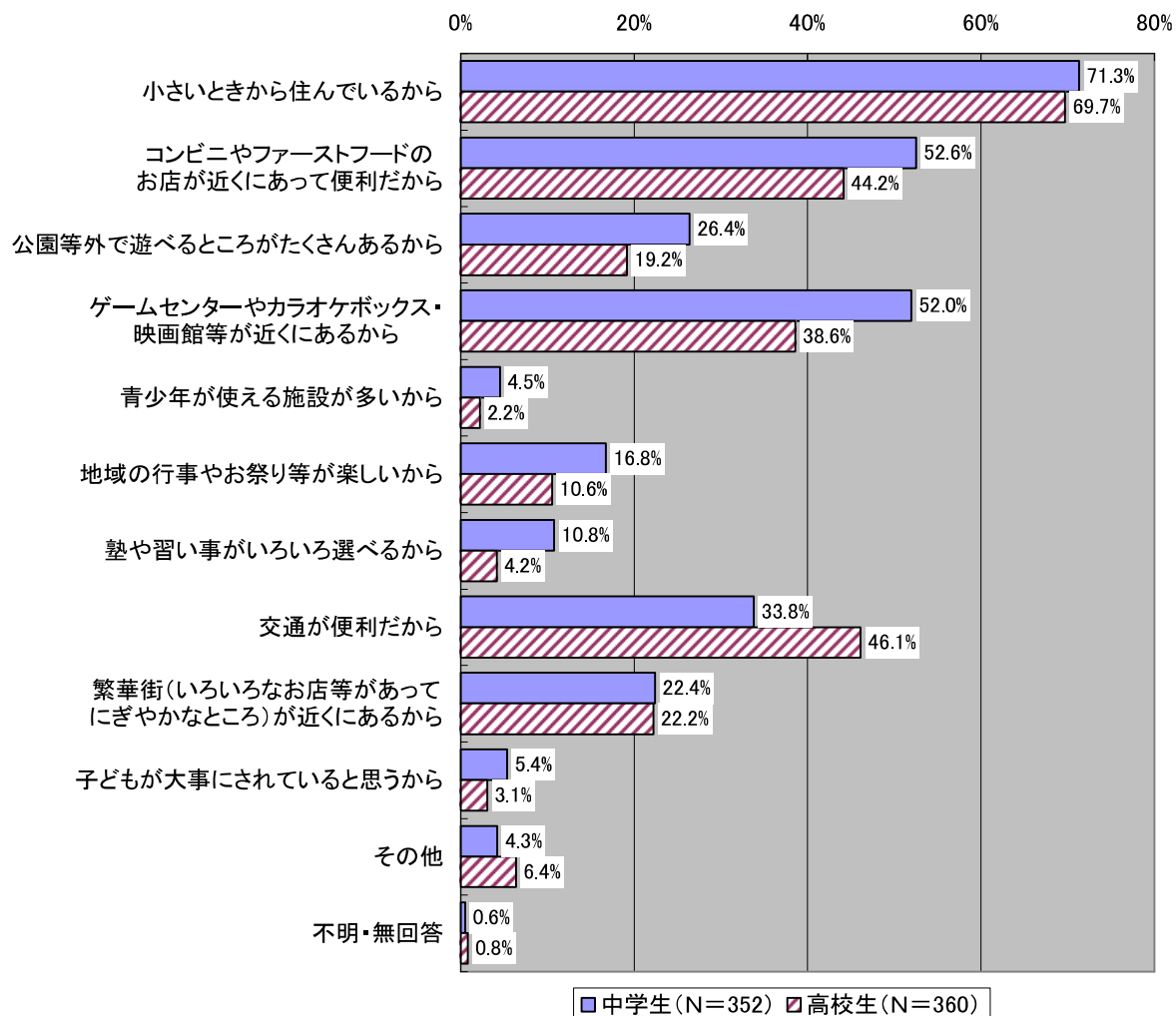


単位：%	中学生		高校生	
	今回調査 (N=402)	前回調査 (N=410)	今回調査 (N=455)	前回調査 (N=468)
とても好き	30.1	29.8	20.7	34.4
どちらかという好き	57.5	50.0	58.5	48.9
どちらかという嫌い	6.2	8.5	11.6	6.6
嫌い	3.5	4.6	6.8	2.8
不明・無回答	2.7	7.1	2.4	7.3

(1) —1 好きな理由（複数回答）

※ (1)で「とても好き」「どちらかという好き」と答えた方のみ

中学生については、前回調査結果と概ね同様の傾向ですが、高校生については、「交通が便利だから」の割合が前回調査結果と比べ、20ポイント以上高くなっています。

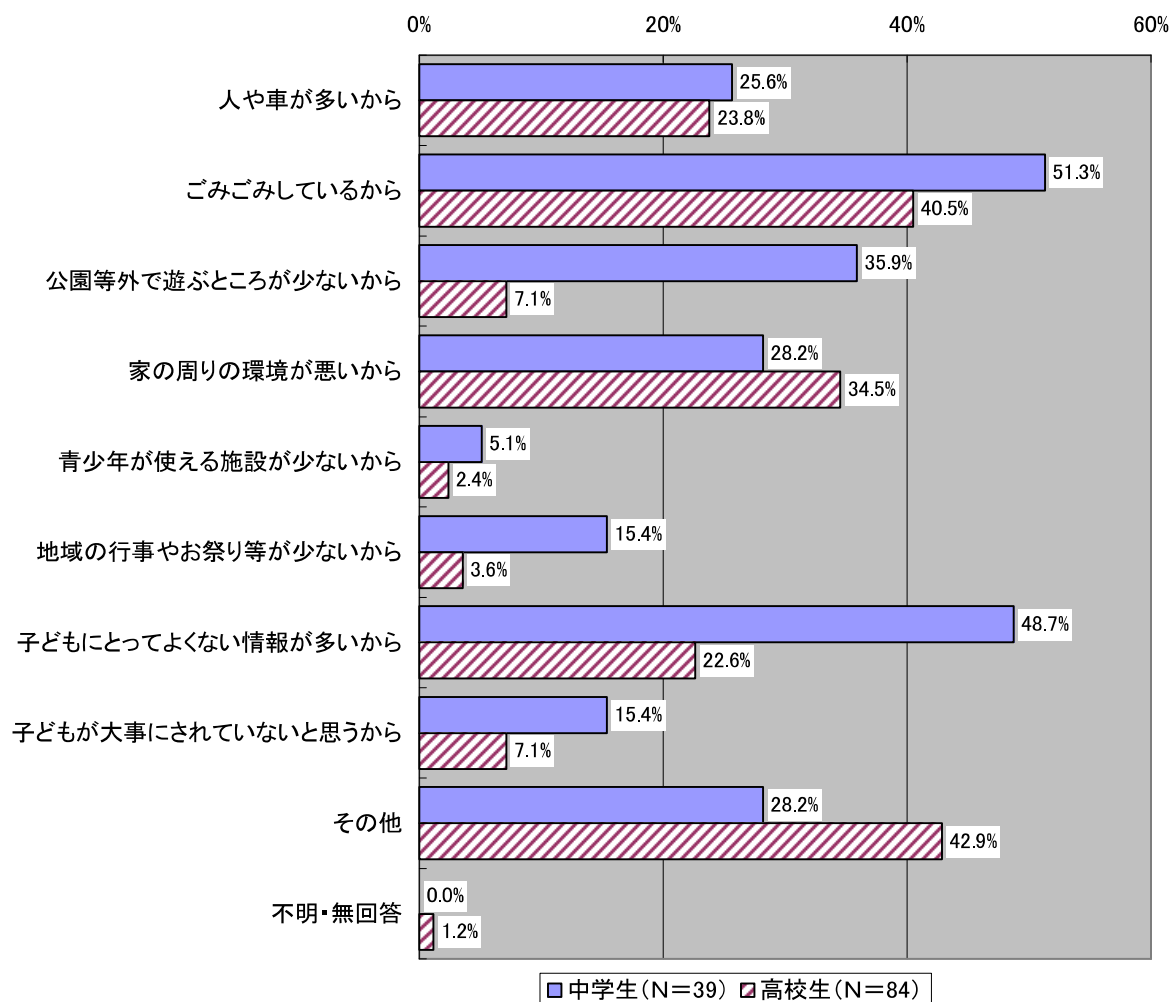


単位: %	中学生		高校生	
	今回調査 (N=352)	前回調査 (N=327)	今回調査 (N=360)	前回調査 (N=390)
小さいときから住んでいるから	71.3	72.2	69.7	73.8
コンビニやファーストフードのお店が近くにあるから	52.6	53.2	44.2	38.7
公園等外で遊べる場所がたくさんあるから	26.4	38.2	19.2	18.5
ゲームセンターやカラオケボックス・映画館等が近くにあるから	52.0	46.2	38.6	32.6
青少年が使える施設が多いから	4.5	2.8	2.2	3.6
地域の行事やお祭り等が楽しいから	16.8	15.0	10.6	9.7
塾や習い事がいろいろ選べるから	10.8	13.8	4.2	3.1
交通が便利だから	33.8	26.6	46.1	23.6
繁華街(いろいろなお店等があるにぎやかなところ)が近くにあるから	22.4	22.6	22.2	12.8
子どもが大事にされていると思うから	5.4	8.3	3.1	3.8
その他	4.3	4.9	6.4	7.4
不明・無回答	0.6	1.5	0.8	2.3

(1) —2 嫌いな理由（複数回答）

※ (1)で「どちらかという嫌い」「嫌い」と答えた方のみ

前回調査結果と比べ、中学生、高校生ともに「ごみごみしているから」「子どもにとって良くない情報が多いから」の割合が平均で約20ポイント高くなっています。



単位: %	中学生		高校生	
	今回調査 (N=39)	前回調査 (N=54)	今回調査 (N=84)	前回調査 (N=44)
人や車が多いから	25.6	33.3	23.8	22.7
ごみごみしているから	51.3	35.2	40.5	25.0
公園等外で遊ぶところが少ないから	35.9	11.1	7.1	18.2
家の周りの環境が悪いから	28.2	37.0	34.5	43.2
青少年が使える施設が少ないから	5.1	5.6	2.4	0.0
地域の行事やお祭り等が少ないから	15.4	11.1	3.6	9.1
子どもにとって良くない情報が多いから	48.7	18.5	22.6	9.1
子どもが大事にされていないと思うから	15.4	11.1	7.1	2.3
その他	28.2	40.7	42.9	25.0
不明・無回答	0.0	1.9	1.2	6.8